

GREEN×EXPO 2027 開催 2 年前シンポジウムの実施について【情報提供】

1 趣旨

開催 2 年前（3 月 19 日）を迎えるにあたり、GREEN×EXPO 2027 の意義を市民の皆様にご理解いただくため、シンポジウムを実施します。気候変動など地球規模の課題に対して GREEN×EXPO が果たす役割や、環境と共生し、自然・人・社会がともに持続するための方策などについて議論します。是非ご参加ください。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 開催概要

(1) 日時

令和 7 年 3 月 9 日（日）15 時から 17 時まで（14 時半 開場予定）※参加費は無料です。

(2) 会場

関東学院大学 横浜・関内キャンパス テンネー記念ホール

(3) 内容

ア テーマ

GREEN×EXPO から変わる ～環境と共に生きるということ～

イ 登壇者（敬称略）

(ア) 開会挨拶

山中 竹春 横浜市長

(イ) 基調講演

吉高 まり （公社）2027 年国際園芸博覧会協会 理事

三菱UFJ リサーチ&コンサルティング（株）フェロー（サステナビリティ）

(ウ) パネルディスカッション

・コーディネーター

吉高 まり

・パネリスト（順不同）

江守 正多 東京大学未来ビジョン研究センター 教授

佐藤 留美 特定非営利活動法人 NPO birth 事務局長

五十嵐 康之 横浜市脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 担当理事

4 申込方法

ウェブページ（市電子申請・届出システム）または FAX によりお申し込みいただけます。

申込期間：2 月 12 日から 3 月 7 日 17 時まで

お申し込みは
こちらから→



脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課
担 当：佐藤、長門、晴山
連絡先：Tel 671-4627
メール：da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

\\ 2 YEARS TO GO //

GREEN×EXPO 2027 開催2年前シンポジウム



GREEN
×
EXPO
2027
YOKOHAMA JAPAN

GREEN×EXPO 2027
公式マスコットキャラクター
トウキョトウク

©Expo 2027

GREEN×EXPO から変わる ～環境と共に生きるということ～

気候変動など地球規模の課題に対して GREEN×EXPO が果たす役割や、環境と共生し、自然・人・社会がともに持続するための方策などについて議論します。

日時: 2025年(令和7年) **3月9日(日)** 15:00～17:00 (開場 14:30)
横浜市長挨拶 / 基調講演 / パネルディスカッション

会場: 関東学院大学 テンネー記念ホール 横浜市中区万代町 1-1-1

JR 京浜東北・根岸線 関内駅南出口より徒歩2分 / 横浜市営地下鉄ブルーライン 関内駅 1 番出口より徒歩4分

定員
500名
参加費無料
事前申込

基調講演

吉高まり氏

パネルディスカッション

吉高まり氏
江守正多氏
佐藤留美氏
五十嵐康之
(順不同)



[詳細はこちら]



講演・コーディネーター
吉高まり氏
公益社団法人
2027年国際園芸博覧会協会
理事
三菱UFJリサーチ&
コンサルティング株式会社
フェロー(サステナビリティ)



パネリスト
江守正多氏
東京大学
未来ビジョン研究センター
教授



パネリスト
佐藤留美氏
特定非営利活動法人
NPO birth
事務局長



パネリスト
五十嵐康之
横浜市 脱炭素・
GREEN×EXPO 推進局
担当理事

応募方法

1: web で申し込み



左記の二次元コードを
読み取り、専用サイトから
申し込みください。

2: FAX で申し込み 045-212-1223

任意の用紙に、氏名、フリガナ、電話番号、
「3月9日シンポジウム申込」とご記入の上、送信ください。

申込締切 3月7日(金)17:00まで

※手話・筆記通訳をご希望の方は2月28日(金)までにお申し込みください。
※申込者多数により参加不可の場合は3月8日(土)までに連絡します。

※参加証はございません。 ※申し込みにあたっていただいた情報は、シンポジウム申込者としての把握のためであり、目的外には使用いたしません。

主催:横浜市

共催:公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

お問い合わせ:脱炭素・GREEN×EXPO推進局GREEN×EXPO推進課

Tel:045-671-4627

GREEN×EXPO 2027 開催概要

名称: 2027年国際園芸博覧会
テーマ: 幸せを創る明日の風景
開催場所: 旧上瀬谷通信施設(横浜市瀬谷区・旭区)
開催期間: 2027年3月19日(金)～2027年9月26日(日)
クラス: A1(最上位クラス、AIPH承認・BIE認定)

市連会 2 月定例会説明資料
令和 7 年 2 月 14 日
神奈川県共同募金会横浜市支会
(横浜市社会福祉協議会)

横浜市町内会連合会 会長 様

社会福祉法人
神奈川県共同募金会横浜市支会
支会長 石内 亮

令和 7 年度共同募金運動について【協力依頼】

共同募金運動の推進につきましては、例年格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、共同募金運動には、街頭募金・イベント募金等がございますが、全体の 9 割を占める戸別募金は自治会・町内会の皆様のご協力に支えられております。

今年度の皆様のご支援に重ねてお礼申し上げます。また、令和 7 年度の共同募金運動につきましてもご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1 お問い合わせのこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様へ情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。令和 7 年度共同募金運動における戸別募金へのご協力をお願いします。

2 実施時期

令和 7 年 10 月 1 日から 12 月 31 日まで

3 添付資料

- (1) 令和 6 年度共同募金実績（中間報告）について
- (2) 令和 7 年度共同募金目標額 区別内訳表
- (3) 赤い羽根共同募金 寄付と配分のしくみと実績（参考）

横浜市社会福祉協議会内
担当 梅木、宮腰
TEL : (201) 8617
FAX : 050-3153-7767
akaihane@yokohamashakyo.jp

令和6年度 共同募金募金実績(中間報告)について

市内の募金実績

令和6年度共同募金運動について、令和7年1月15日現在の実績を報告いたします。

皆様のご協力に重ねてお礼申し上げます。

(単位:円)

支 会 名	令和6年度実績(中間)	令和5年度 同時期実績	前年度差額
鶴 見 区	21,653,936	21,779,132	△ 125,196
神 奈 川 区	24,893,965	25,575,314	△ 681,349
西 区	8,124,214	8,558,275	△ 434,061
中 区	8,394,851	9,065,159	△ 670,308
南 区	15,575,466	15,935,510	△ 360,044
港 南 区	15,047,179	15,624,278	△ 577,099
保 土 ヶ 谷 区	13,813,393	14,046,383	△ 232,990
旭 区	15,852,497	17,068,858	△ 1,216,361
磯 子 区	15,539,199	16,117,046	△ 577,847
金 沢 区	21,161,231	22,495,707	△ 1,334,476
港 北 区	39,674,731	40,120,890	△ 446,159
緑 区	19,498,736	20,214,074	△ 715,338
青 葉 区	31,758,134	32,647,737	△ 889,603
都 筑 区	13,745,120	14,622,286	△ 877,166
戸 塚 区	16,706,883	18,589,822	△ 1,882,939
栄 区	10,074,187	10,840,772	△ 766,585
泉 区	9,816,551	10,280,869	△ 464,318
瀬 谷 区	7,589,300	7,730,844	△ 141,544
横 浜 市	4,483,699	3,724,826	758,873
合 計	313,403,272	325,037,782	△ 11,634,510

令和7年度共同募金目標額 区別内訳表

「広域計画分」目標額について

資料2

●広域計画分目標額(A)

横浜市広域計画分目標額を各区の世帯と人口の増減をもとに18区支会で分担し、広域計画分目標額とします。

●地域計画分目標額(C)及び年末たすけあい目標額(D)

18区支会と市支会それぞれが独自に設定します。

(単位:円)

支会名	A:広域計画 目標額	B:地域計画分 小計(C+D)	C:地域社協 目標額	D:年末たすけあい 目標額	E:総目標額 (A+B) ↓ 寄付金区分予算額
鶴見区	15,500,000	16,000,000	9,150,000	6,850,000	31,500,000
神奈川区	13,540,000	26,660,000	7,790,000	18,870,000	40,200,000
西区	5,880,000	10,000,000	6,500,000	3,500,000	15,880,000
中区	8,580,000	9,550,000	7,050,000	2,500,000	18,130,000
南区	10,860,000	13,410,000	7,660,000	5,750,000	24,270,000
港南区	10,660,000	13,000,000	8,400,000	4,600,000	23,660,000
保土ヶ谷区	10,660,000	18,640,000	10,340,000	8,300,000	29,300,000
旭区	11,970,000	16,010,000	8,010,000	8,000,000	27,980,000
磯子区	8,490,000	16,520,000	8,400,000	8,120,000	25,010,000
金沢区	9,810,000	16,500,000	8,400,000	8,100,000	26,310,000
港北区	18,970,000	30,800,000	9,500,000	21,300,000	49,770,000
緑区	9,040,000	16,060,000	5,470,000	10,590,000	25,100,000
青葉区	15,170,000	26,800,000	9,340,000	17,460,000	41,970,000
都筑区	10,230,000	16,330,000	6,270,000	10,060,000	26,560,000
戸塚区	13,940,000	17,150,000	12,120,000	5,030,000	31,090,000
栄区	6,000,000	6,710,000	4,820,000	1,890,000	12,710,000
泉区	7,280,000	10,700,000	9,700,000	1,000,000	17,980,000
瀬谷区	6,000,000	8,400,000	6,200,000	2,200,000	14,400,000
小計	192,580,000	289,240,000	145,120,000	144,120,000	481,820,000
横浜市	120,000	17,000,000	17,000,000	0	17,120,000
合計	192,700,000	306,240,000	162,120,000	144,120,000	498,940,000

赤い羽根共同募金

寄付と配分のしくみと実績

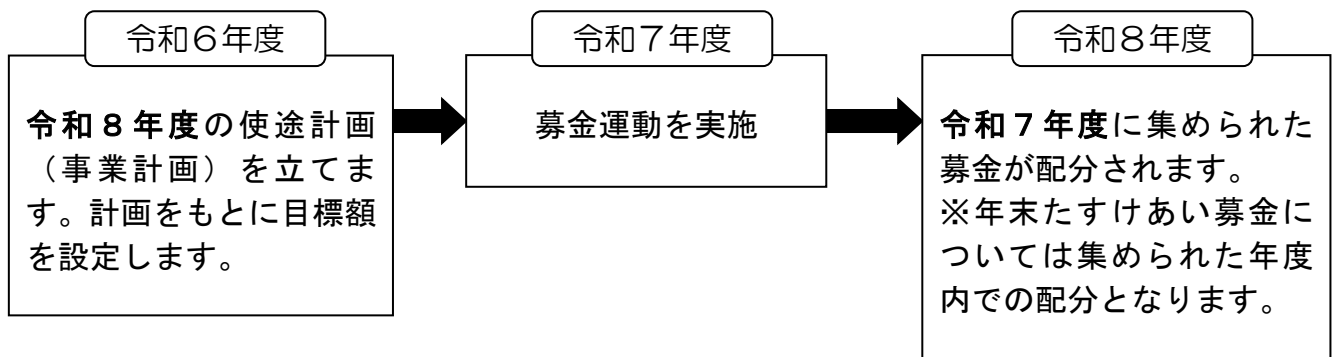


全国一斉に行われる共同募金運動は都道府県単位で行われており、神奈川県では、「社会福祉法人 神奈川県共同募金会」が運動を呼びかけています。

神奈川県共同募金会は、市区町村に支会を設置しており、横浜市では共同募金会横浜市支会と18区ごとの共同募金会各区支会が活動しています。

1. 共同募金とは

共同募金は使途計画を考え、目標額（広域計画分・地域計画分）を立てて行う、計画募金です。



【募金の種類】

一般募金（運動期間 10月1日～12月31日）		年末たすけあい募金 （運動期間 12月1日～31日）
広域計画分目標額	地域計画分目標額	
神奈川県共同募金会から「県内の社会福祉施設・社会福祉団体等」に <u>施設整備や備品取得、または、事業運営費の経費</u> として配分を行うための募金目標額です。	神奈川県共同募金会から「市・区社会福祉協議会に配分」され、 <u>地域福祉推進事業</u> を行うとともに、 <u>社会福祉活動団体等へ配分</u> を行うための募金目標額です。	神奈川県共同募金会から「各区社会福祉協議会に配分」され、 <u>要援護世帯、社会福祉施設、社会福祉団体、障害者地域作業所等へ配分</u> を行うための募金目標額です。

2. 募金実績（令和5年度）

（1）神奈川県全体に占める横浜市内（横浜市支会・18区支会）の実績

横浜市内の実績は3億5,556万1,546円でした。

	横浜市内	県全体
一般募金（円）	222,017,842	644,499,181
県全体に占める割合	34.45%	100%
年末たすけあい募金（円）	125,114,151	324,937,675
県全体に占める割合	38.50%	100%
募金総額（円）	347,131,993	969,436,856
県全体に占める割合	35.81%	100%

（2）横浜市内（横浜市支会・18区支会）の募金実績

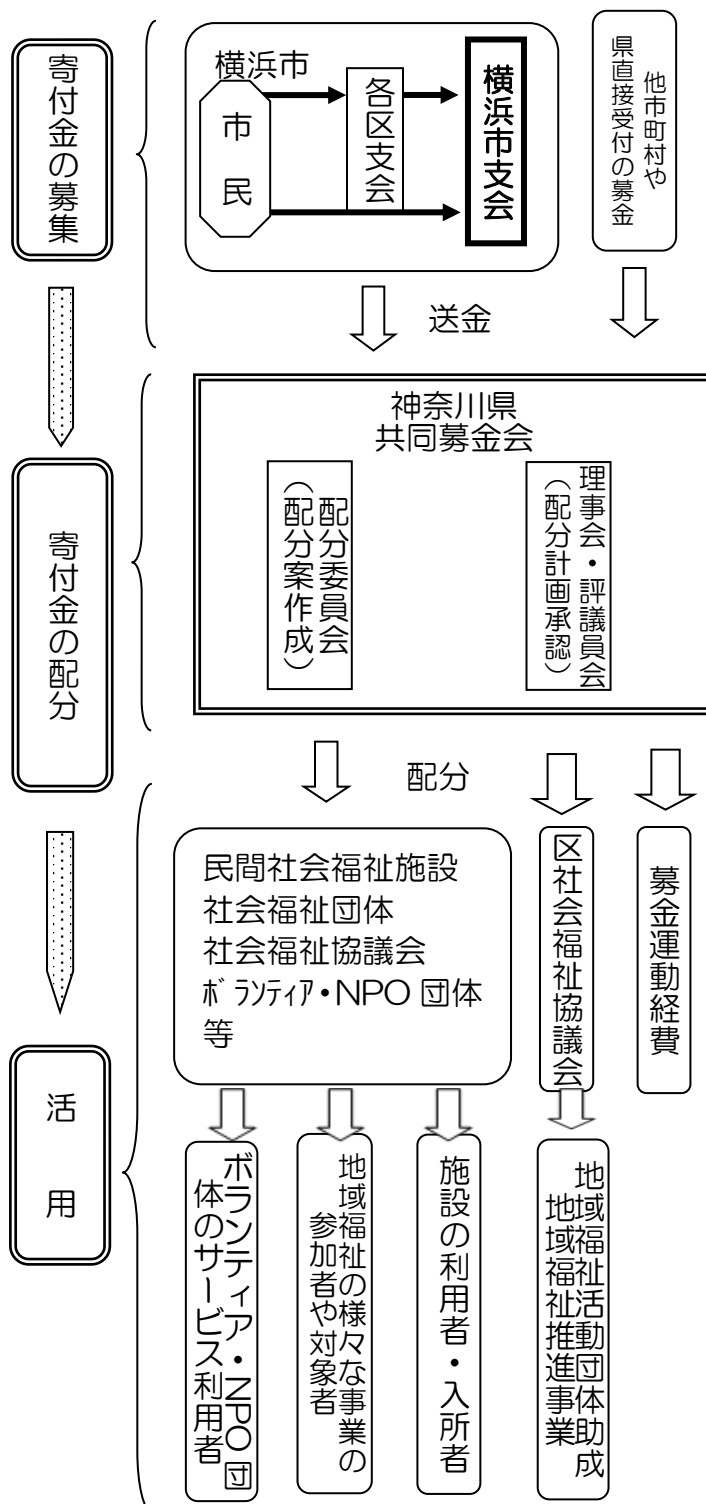
<横浜市内募金種別実績>

（単位：円）

募金種別	一般募金		年末たすけあい募金	
	実績額	全体に占める割合	実績額	全体に占める割合
戸別募金	188,732,431	85.01%	122,073,785	97.57%
街頭募金	7,587,650	3.42%	41,486	0.03%
法人募金	6,968,919	3.14%	396,360	0.46%
職域募金	5,479,145	2.47%	569,336	0.47%
校内募金	1,027,800	0.46%	79,821	0.06%
イベント募金	1,659,916	0.69%	0	0.00%
その他	10,561,981	4.76%	1,953,363	1.56%
合計	222,017,842	100.00%	125,114,151	100.00%

3. 寄付金の流れ

- ①皆様から区支会にお寄せいただいた募金は、一旦全額が県共同募金会に送金されます。
- ②県共同募金会では、地域の代表者の方からなる配分委員会で配分案を作成し、理事会・評議員会の承認を得て申請団体への配分を決定します。
- ③その配分決定に基づき、申請団体に配分され、施設の整備や様々な地域福祉事業、市民活動サービスの経費の一部として役立てられます。また、募金の一部は県共同募金会から社会福祉協議会に配分され、社会福祉協議会の行う地域福祉推進事業や、地域福祉活動団体助成を行うための財源の一部として役立てられます。



フードパントリー
(生活困窮者への食料等の配布)



町内会主催もちつき大会

4. 寄付金の使途

令和4年度にお寄せいただいた一般募金は令和5年度に配分されました。横浜市内では、社会福祉施設や社会福祉活動団体・市区町村社会福祉協議会が実施する地域福祉事業等に次のとおり配分されました。年末たすけあい募金は寄付をお寄せいただいた年度に配分されるため、令和5年度にお寄せいただいた募金を掲載しています。

	使途	具体的な使途内容	横浜市内の配分額 (円)
①	地域独自の福祉推進のための社会福祉協議会活動資金	地区社協活動助成 地域福祉活動団体助成 在宅福祉団体活動助成 当事者団体活動助成 障害者交流事業 障害児余暇支援事業 広報啓発宣伝事業(福祉大会の開催、広報紙作成、ホームページ管理運営) 小災害見舞金事業 等	113,336,014
②	社会福祉施設の整備	車両購入 建物・外壁改修工事 園庭改修 等	54,950,000
③	地域活動支援センター・共同生活援助施設の整備	車両購入 作業訓練用備品購入 厨房機器購入 等	2,950,000
④	社会福祉団体の活動支援	研修会・講演会開催事業 広報誌発行事業 交流会事業 等	26,770,000
⑤	非営利型在宅福祉サービス団体の活動支援	家事介護支援団体活動費	11,830,000
⑥	共同募金運動実施の資金	共同募金運動実施に必要な経費	27,460,000
合計			228,532,779

令和5年募金(令和5年配分) 年末たすけあい (区社協配分)	要援護世帯、社会福祉施設、社会福祉団体(地区社協、配食サービス団体、ボランティア、地域障害者団体)、障害者地域作業所等への配分	59,810,244
--------------------------------------	---	------------

令和4年募金(令和5年配分) 上記以外にも、NHK 歳末たすけあい・神奈川新聞歳末たすけあい、たすけあい福祉資金、中央競馬馬主社会福祉財団等の助成金や企業などの指定寄付から、横浜市内の社会福祉施設・団体に配分されました。		36,145,733
---	--	------------

共同募金に関する問い合わせ先
 神奈川県共同募金会 横浜市支会
 電話：201-8617

令和 7 年度市民局予算案における自治会町内会向け主な補助金について【情報提供】

1 趣旨

令和 7 年度予算案では、地域コミュニティの要である自治会町内会の皆様の活動をより支援できるよう、自治会町内会向けの補助金の新設や拡充等が盛り込まれています。

令和 7 年度予算案に計上している自治会町内会向けの主な補助金を一覧にまとめましたので、情報提供させていただきます。

来月（令和 7 年 3 月）の市連会・区連会で補助金申請の依頼をさせていただきます。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

地区連合町内会も交付対象となりますので、利用をご検討ください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、利用をご検討ください。

3 新設・拡充等される補助金（別紙一覧参照）

(1) 地域の防犯力向上緊急補助金【新設】

地域の防犯力向上に向けた公益的な取組について、緊急的に補助します。（資料 1 参照）

(2) 地域防犯カメラ設置補助金【拡充】

地域防犯カメラ 1 台あたりの補助上限額を引き上げます。

(3) 地域活動推進費補助金【拡充】

自治会町内会に交付する補助金の補助上限額を引き上げます。

(4) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金【継続】

令和 6 年 3 月から実施した補助制度を令和 7 年度も実施します。（資料 2 参照）

4 添付資料

別紙 令和 7 年度 自治会町内会向け主な補助金一覧

資料 1 地域の防犯力向上緊急補助金について

資料 2 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について

5 備考

令和 7 年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

【各制度所管担当】

(防犯関連) 市民局地域防犯支援課 (1) 地域の防犯力向上緊急補助金 電話 045-671-3709 佐々木、蔦井 (2) 地域防犯カメラ設置補助金 電話 045-671-3705 川口(大)、早野 メール： sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp	(地域活動、会館脱炭素化関連) 市民局地域活動推進課 (3) 地域活動推進費補助金 川口(喜)、笹尾 (4) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 松永、高橋 電 話：045-671-2317 メール： sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp
--	--

市民局（一部総務局） 令和7年度 自治会町内会活動への補助一覧

	補助内容等（下線部：変更点）	申請時期・窓口	案内時期 () 内：問合せ先
補助の新設 地域の防犯力向上緊急補助金	自治会町内会等が、地域の防犯力向上に向け実施する公益的な取組（例：防犯パトロール実施、防犯啓発グッズ作成・購入、センサーライト等防犯設備機器整備、防犯講座開催）への補助。補助率 9/10、 <u>上限 20 万円</u> ※資料 1 参照	4～10 月末 事務委託事業者	3 月市連会・区連会 （4 月以降事務委託事業者へ。それまでは市民局地域防犯支援課、区地域振興課）
上限額引き上げ 地域防犯カメラ設置補助金	自治会町内会等が実施する、防犯カメラの機器購入費、当該カメラ設置工事・看板設置にかかる経費（新規設置・更新とも可）への補助。補助率 9/10、 <u>上限 21 万→28 万円</u>	4～7 月末 区地域振興課	3 月市連会・区連会 （区地域振興課）
上限額引き上げ (単位自治会町内会への補助のみ) 地域活動推進費補助金	自治会町内会が公益的活動（環境美化、防災・防犯、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費等への補助。 <u>上限額 700 円→900 円</u> ×加入世帯数（※連合に対する補助率等は別途算定基準あり）	4～6 月 区地域振興課	3 月市連会・区連会 （区地域振興課）
補助の継続 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金	自治会町内会館等に、LED 照明器具、エアコン、断熱窓等、太陽光発電設備、蓄電池の導入に関する経費の補助。補助率 2/3、上限あり ※資料 2 参照	4～9 月末 事務委託事業者	3 月市連会・区連会 （市民局地域活動推進課）
例年同 地域防犯灯維持管理費補助金	自治会町内会等が所有・維持管理する「地域防犯灯」の維持管理経費への補助。地域防犯灯の数×2,200 円（年、定額）	4～6 月 区地域振興課	3 月市連会・区連会 （区地域振興課）
例年同 自治会町内会館整備費補助金	昨年、7 年度会館整備の事前申出をした自治会町内会等を対象に、整備に関する経費の補助。補助率 1/2、上限：新築・購入 1500 万円（1 m ² あたり 12.5 万円を限度）、修繕 250 万円等	※8 年度整備に向けた事前申出 4～6 月 区地域振興課	4 月市連会・区連会 （区地域振興課）
例年同 町の防災組織活動費補助金	町の防災組織の行う自主防災活動にかかる費用 各団体の申請世帯数等に応じて支給（1 世帯 160 円）	4～6 月（予定） 区総務課	4 月区連会 （区総務課）

※LED 防犯灯設置維持管理事業：自治会町内会等の申請により 300 灯（電柱共架型）の新設
（申請時期：4～5 月末、窓口・問合せ先：区地域振興課、3 月に案内）

※令和 7 年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

横浜市 地域の防犯力向上緊急補助金 制度概要

1 目的

いわゆる「闇バイト」による凶悪事件等が広域に発生し、市民の不安が高まる中、自助・共助・公助を組み合わせ、社会全体での防犯対策の強化が求められています。

ついては、地域住民が安心して暮らせるよう、自治会町内会の地域防犯対策への緊急支援を行い、住民一人ひとりの防犯意識や地域の防犯力を高めることで、安全安心なまちづくりの推進を図ります。

こうした取組みを通じ、地域コミュニティの活性化に繋がっていきます。

2 緊急対策事業の趣旨

本事業は、国の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）に、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために重点支援地方交付金を追加する旨が盛り込まれ、当該交付金メニューのひとつとして実施するものです。

交付金活用の基本的な考え方として、「地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能」と示されたことから、令和7年度は、既存の本市地域活動推進費補助金事業の一部を拡充する形で、緊急的な補助金交付を実施するものです。

3 補助対象団体

自治会町内会、地区連合町内会

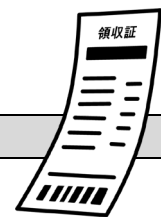
4 補助要件

- (1) 自治会町内会・地区連合町内会が地域の防犯力向上に向け実施する、公益的な取組であるもの
- (2) 本事業の利用に際し、地域の防犯力向上を目的として、地域の防犯力を高める取組について検討し、意思決定を行った上で実施するもの
- (3) 令和7年4月1日から同年10月31日までの日付で発行された領収書（団体名、品名の内訳、金額の内訳が明記されているもの）の写しの添付のあるもの
- (4) 交付申請兼実績報告書を令和7年10月31日までに提出可能なもの

5 補助率、補助上限額等

- (1) 補助率 10分の9
- (2) 補助上限額 20万円 ※補助対象事業（取組）合算での上限額（千円未満切り捨て）

◆1団体につき、申請は1回です。



6 補助対象事業

自治会町内会・地区連合町内会が地域の防犯力向上に向け実施する、公益的な取組

(例)

補助対象事業（取組）の例	補助対象事業（取組）の具体例
①防犯パトロールの実施	<ul style="list-style-type: none"> 青色回転灯等装備車（青パト）にかかる費用 地域防犯パトロール活動に必要な物品（防犯ベスト、誘導灯等）の購入
②防犯啓発グッズの作成・購入	<ul style="list-style-type: none"> 防犯啓発用のぼり旗の購入 各戸の玄関や外壁に貼る防犯・見守りステッカーの購入 防犯啓発チラシの作成
③センサーライト等の灯りの整備	<ul style="list-style-type: none"> 地域の暗がり解消のためのセンサーライト等の灯りの整備に係る、機器の購入費、設置工事費、附属設備の設置、同所に整備（交換）する場合の既存設備の処分等に関する費用などの経費 <p>（自治会町内会管理である旨明示すること）</p>
④その他防犯設備機器の整備	<ul style="list-style-type: none"> 防犯カメラ等の防犯設備機器の整備 整備に係る、機器の購入費、設置工事費、附属設備の設置、同所に整備（交換）する場合の既存設備の処分等に関する費用などの経費 <p>（自治会町内会管理である旨明示すること）</p>
⑤防犯講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民を対象とする特殊詐欺防止対策や強盗・空き巣対策等に係る啓発を行う講座、研修会、相談会への講師費用 講座用チラシ、講習内容のレジュメ作成・印刷に要する費用 講座当日に配布する冊子やサンプル物品（防犯フィルム、防犯ブザー等）の購入
⑥その他、上記に該当しない防犯に資する取組	<ul style="list-style-type: none"> 迷惑電話防止装置を見守りの必要な方に貸与 見通しが悪く防犯上死角になる場所の樹木の剪定

7 補助対象外事業

- 地域の防犯力向上に繋がらず、特定の個人のみ防犯対策に留まるもの
- 地域活動推進費補助金、地域防犯カメラ設置補助金、地域防犯灯維持管理費補助金、自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金、その他国や自治体等の補助金・交付金・助成金等を既に受けたもの又は受けようとするもの
- 第三者に寄附（LED防犯灯寄附要綱に基づくLED防犯灯の寄附を含む。）、譲渡、売り払い等を行うことを目的として実施するもの
- 補助対象経費以外の経費と混同して積算されており、補助対象経費との区別ができないもの

8 補助対象外経費

補助対象の事業であっても、次の経費は対象外とします。

- (1) 各種保証・保険料、振込手数料
- (2) 既存防犯設備等の撤去のみを実施する経費
- (3) サービス、ソフトウェア等の加盟・登録料及び使用料
- (4) ポイントサービスを利用することにより値引きされた額及び当該購入により付与されたポイントサービス相当額
- (5) 使用することを想定せず、予備的又は将来に備えるための費用
- (6) 飲食等に要する費用
- (7) 政治的活動又は宗教的活動に資する費用
- (8) 交際費、慶弔費、祝金、見舞金、裁判費用、金券類、宿泊費
- (9) 本補助金の申請手続に必要な費用（切手代、コピー代等）

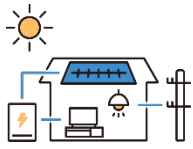
9 手続の流れ（下線部：申請団体が実施）

- (1) 団体内の意思決定
- (2) 事業（取組）の実施、支払い等：令和7年4月1日（火）～10月31日（金）
- (3) 交付申請兼実績報告の提出：令和7年4月1日（火）～10月31日（金）
- (4) 交付決定兼交付額確定の通知
- (5) 補助金請求書の提出：令和7年12月26日（金）まで
- (6) 補助金の振込

10 よくある質問

	質 問	回 答
(1)	不明点はどこに問合せればよいか	今回お示しした内容より詳しいことは、未定の部分が多くありお応えできかねますので、しばらくお待ちください。 3月12日開催の市連会定例会で詳しくお知らせし、同日ホームページにも掲載します。あわせて、4月1日以降のお問合せ・受付窓口（事務を委託する事業者）についても、電話番号、電子メールアドレスのほか、申請書類の郵送先住所（市内郵便局私書箱宛ての予定）をご案内します。
(2)	申請の提出方法は	4月1日から受付窓口（委託事業者）にて、郵送又は電子メールでの受付を開始します。持参による提出を特に希望する場合は、区地域振興課にお預けください。

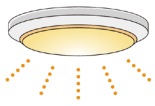



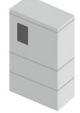
(3)	領収書の写しの添付は省略できるのか	国の交付金を利用し実施することもあり、省略はできません。令和7年4月1日から10月31日までの日付で発行された領収書（団体名、品名の内訳、金額の内訳が明記されているもの）の写しの添付がなければ補助金の交付はできませんので、必ず領収書を手配してください。
(4)	防犯カメラの設置に使えるのか	利用できます。『地域防犯カメラ設置補助金』では補助対象外となる、自治会町内会がマンション敷地内の共用部分を撮影する防犯カメラの整備などにも利用できます。なお、防犯カメラを設置する際には「横浜市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」の規定に沿った運用が必要です。
(5)	自治会町内会が維持管理する地域防犯灯の整備に使えるのか	利用できます。灯具の購入費、独立柱を建てる等の付帯設備の設置費を含む工事費だけでなく、同所に整備する場合の既存設備の処分等に関する費用も経費も対象となります（撤去のみの実施には使えません）。なお、街路灯に用いる蛍光灯は、令和9年末までに製造及び輸出入が禁止されますので、この機会に、所有する地域防犯灯を蛍光灯からLEDに交換することを御検討ください。
(6)	お金を立替えて取組を実施した後に申請するのか	お見込みのとおりです。地域の皆様にとって必要な防犯対策を速やかに行っていただけるように、清算払いによる事業実施後に、補助申請と同時に実績報告をいただく制度としました。
(7)	実施後に「この取組は交付対象外」と言われては困る	地域の防犯力向上に向け実施する公益的な取組について、広く補助の対象としています。補助対象の取組の具体例（上記6）を参考としていただきながら、地域で必要な防犯対策の検討を進めてください。 ※補助対象外経費（上記7・8）にもご注意ください。
(8)	予算が不足することはないのか	予算の範囲内での補助にはなりますが、多くの自治会町内会等からのご申請にお応えできるよう十分な予算案としております。 是非、自治会町内会内で情報共有いただき、ご検討を始めてください。
(9)	令和8年度以降も続く制度か	いわゆる「闇バイト」による凶悪事件等が広域に発生する中で、市民の皆様等からの不安の高まりのお声を受け、令和7年度は、国の重点支援地方交付金を利用して緊急的に実施するものです。



令和7年度も、自治会館等への

4月1日～
申請開始

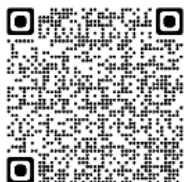
省エネ設備の導入補助 実施予定

■対象製品		
LED 照明器具	エアコン	断熱窓など
 補助上限額 60万円 省エネ性能 ★★★★★4.0 ・統一省エネラベル省エネ性能★4つ以上 ・省エネ型製品情報サイト未掲載の場合 トップランナー基準達成製品 電球形 LED ランプのみの 交換も対象 (トップランナー基準達成製品)	 補助上限額 130万円 家庭用 省エネ性能 ★★★★★2.4 統一省エネラベル省エネ性能 ★2.4 以上 業務用 トップランナー基準達成製品	 断熱窓  太陽光 発電設備  蓄電池 補助上限額 合算で 200万円 いずれかの実施でも申請ができます。
■対象団体		
会館を所有している※自治会町内会・地区連合町内会 ※6年度同様に、会館を自己所有していない場合や、集合住宅等の集会所を活動の拠点 としている町内会等も補助対象とします。		
Q:6年度、この補助金を利用してエアコンを導入したが、7年度、別の場所のエアコン や断熱窓の補助金利用はできるのか？		
A:ご利用いただけます。		

※本補助金の実施は、令和7年度横浜市予算案が横浜市会において、議決された後に確定します。

手続きの詳細は、3月の市連会・区連会でお知らせし、3月12日頃ホームページに掲載予定です

[参考] 6年度補助制度の内容



←市 WEB
6年度補助制度紹介ページ

横浜市 会館脱炭素



担 当:市民局地域活動推進課

連絡先:045-671-2317

sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会向けデジタルツール紹介冊子の配付について【情報提供】

1 趣旨

市内の自治会町内会が、それぞれの状況に合わせてデジタル化を進め、情報共有や運営の効率化が図れるよう、市と連携協定を締結した事業者等が提供するデジタルツール（アプリ、サービスなど）を紹介する冊子を作成しました。

自治会町内会での検討にご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あてに、冊子を送付します。

定例会等で情報提供をお願いします。



▲冊子イメージ

3 紹介冊子の概要

(1) 内容

自治会町内会の運営上の悩みとその解決手法、デジタルツールの紹介、導入事例

(2) 活用方法

回覧板が回り終わるまでに時間がかかる、会費を集めるのが大変、といった運営上の悩みを解決するデジタルツールを複数紹介。必要な情報を集約していますので、自治会町内会の実情に応じた検討にご活用いただけます。

(3) 市民局 Web ページでも、ダウンロード可能です。

横浜市 自治会町内会 DX

検索



▲自治会町内会 DX 応援事業 Web ページ

参考 連携事業者について

令和 6 年 8 月に、「自治会町内会 DX に関する提案」募集を行い、応募のあった事業者・団体 15 者と連携協定を締結しました（現在も事業者募集を継続実施中）。

事業者の提供するサービスによっては、この協定により、利用料金を特別価格にて提供しているところもあります。詳細は、事業者へお問合せください（問合せ先は、市民局 Web ページに掲載）。

裏面あり

連携事業者一覧（令和7年2月12日現在）

No	事業者・団体名	自治会町内会向けツール・サービス
1	株式会社タウンニュース社	ホームページ作成支援
2	アニバーサリーコンシェル株式会社	自治会町内会向けスマートフォンアプリ
3	小田急電鉄株式会社	
4	株式会社シーピーユー	
5	大東建託株式会社	
6	株式会社フィールド	
7	株式会社ワンベルウッズ	
8	三愛電子工業株式会社横浜技術センター	高齢者向け情報受信端末
9	PayPay株式会社	会費等のキャッシュレス決済
10	株式会社ブループリント・システムズ	自治会町内会館の鍵貸出リモート管理
11	株式会社ネオジャパン	スケジュール共有ツールなどアプリケーション提案
12	株式会社アイティサーフ	デジタルツール活用アドバイス等のコンサルティング
13	特定非営利活動法人ILove つづき	
14	特定非営利活動法人まちづくり エージェント SIDE BEACH CITY.	
15	<small>ウーマンネット</small> WOMANET 株式会社	

市民局地域支援部地域活動推進課
 担当 松永、石栗
 電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734
 Eメール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会



そのお悩み
解決!

あれ? できるかも!

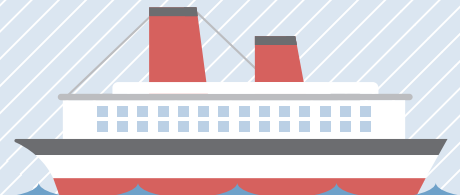
デジタル時代のお役立ちアプリ・サービス集



自治会町内会の
日々の運営、
回覧板や会費の
集金など大変だな...

そのお悩み、
デジタルツールで解決できます!
本書では、そんな便利なツールを
分かりやすくご紹介します。

横浜市



デジタルの上手な付き合い方、まずはできるところから

はじめてみよう！

YOKOHAMA

はじめてみよう！

Let's try



自治会町内会の回覧板、防災訓練などのお知らせ、会費集めなど、「デジタル」を活用することで、早く、手軽に進めてみませんか？

全部をデジタルにしなくてもいいのです。

今やっていることを一部だけでも、はじめてみませんか？

「でも、どんなことができるか分からない」

そうですね！

本書で紹介するのは、企業などが提供する自治会町内会活動にも役立つサービス。まずはサービスを知って、「はじめてみよう」をお手伝いできたらと考え、作成しました。

大切なのは、地域の皆さんのつながりづくり。

デジタルもその手段の一つ。

「デジタルでつながりが薄れてしまう...」と思われるかもしれませんが、デジタルをうまく利用してつながりづくりを広め、より良いものにしていきませんか？















※本書で紹介する企業・団体、デジタルツール・サービスは、あくまでも例示であり、横浜市が特に推奨するツール・サービスではありません。具体的な検討の際には、最新の内容・料金等を確認の上、自治会町内会として契約していただきますよう、お願いいたします。（「横浜市連携事業者」の表記について：この事業者は横浜市共創フロントにて「自治会町内会のDXに関する提案」募集を行い、応募、その後協定を締結した事業者です。こちらの提供ツール・サービスでも同様です）

解決できるお悩みと解決手法のご紹介

YOKOHAMA

「デジタル化」をすると、どんな場合に役立つの？

悩み	解決手法
 <p>毎月の回覧板が面倒... チラシの仕分けや、回り終わるのにも時間がかかる。</p>	 <p>情報発信は「デジタル化」がおすすめです！ (→P5~9)</p>
 <p>会費を集めるのが大変... お釣りも用意しなきゃいけないし、平日日中いない人も多い。</p>	 <p>キャッシュレス決済サービスで集金を効率化する方法もあります！ (→P10)</p>
 <p>会館の鍵の受け渡しが難しい... 土曜日に家にいなきゃいけない、出かけられない。</p>	 <p>会館の鍵の受け渡しを効率化できる製品がありますよ！ (→P10)</p>
 <p>次の会議はいつだったかな... 事前に議題や、みんなに聞きたいことを知らせたい。</p>	 <p>みんなでスケジュール共有できるサービスが有効です！ (→P11)</p>
 <p>会議のために集まるのもよいけど... 会議室をみんなの予定に合わせて借りなきゃいけない。</p>	 <p>オンライン会議はどうでしょう？手軽に始められますよ！ (→P12)</p>
 <p>紙の資料がたまってきた... 会議の議事録作成に時間がかかるし、作っている時間もない。</p>	 <p>紙はデータにして共有。音声から文字起こししてくれるツールも！ (→P13~14)</p>
 <p>自分たちでサービスを選ぶのは... 誰かアドバイスしてくれる人はいないかな。</p>	 <p>アドバイスや、スマホ講座をやってくれる企業・団体があります！ (→P15~16)</p>

〈目次〉

	ツール名	料 金	特 徴	ページ
情報発信のデジタル化	RareA (レアリア)	有 料	ご近所情報サイト「レアリア」の中に、自治会町内会の専用ページを手間をかけずに作成することができます。	p.5
	Facebook	無 料	自治会町内会の活動やイベント情報を、ユーザー同士簡単に共有でき、多くの情報を掲載できます。	p.5
	デジ町 町内会LINE	有 料	平常時は情報発信ツールとして、災害時には安否確認ツールとして使用できる「自治会町内会専用LINE」サービスです。	p.6
	LINE 公式アカウント	無 料 (配信上限有)	自治会町内会の情報を、登録者に直接配信する事やメッセージのやり取りができる、どの年代でも普及率が高いツールです。	p.6
	いちのいち	有 料	紙の回覧板で回していた情報がスマートフォンで見られる等、自治会町内会業務の負担を軽減できます。	p.7
	結ネット	有 料	自治会町内会向け電子回覧板アプリです。町内への連絡を一斉配信し、災害時は安否確認ツールとして活用できます。	p.7
	My 自治会	無 料	電子回覧板やオンライン集金で自治会運営を効率化し、地域活動の活性化をサポートするアプリです。	p.8
	ミテルライフ	有 料	回覧板やアンケート、住民の安否確認まで日常から災害時まで一貫して自治会を支援するツールです。	p.8
	Yumicom(ユミコム)	有 料	回覧板や広報紙のタイムリーな配信が可能となり、会員間で使えるSNSとして、コミュニケーションを活性化できます。	p.9
	高齢者向け 情報受信端末キューブ	有 料	自治会からの各種情報をインターネット経由で音声配信できる、高齢者向け情報受信端末です。	p.9
自治会費等の 集金効率化	PayPay	手数料有	自治会町内会のキャッシュレス化を後押しします。効率よく確実に支払いを管理することができます。	p.10
	デジ町 町内会LINE / My 自治会 / Yumicom(ユミコム)	手数料有	自治会町内会向け情報共有アプリの一つの機能として、集金機能があります。【再掲】	p.6/ p.8/ p.9
会館	リモートインテリジェント キーBOX	有 料	会館のカギの貸し出し管理をネットワーク対応キーBOXによりDX化(スマホ操作)し、管理業務を省人化できます。	p.10
スケジュール 共有	desknet's NEO	有 料	団体内のあらゆる情報の集約と、団体独自の業務アプリも完全ノーコードで作成でき、業務効率化が可能です。	p.11
	Google カレンダー	無 料	オンラインで予定を管理・共有できる無料のスケジュールツールです。Googleの他のツールとの連携が便利です。	p.11
オンライン 会議	Google Meet / Microsoft Teams / Zoom	無 料 (利用上限有)	インターネットを使って場所に関係なくオンライン上で会話や会議ができるサービスです。	p.12
データ 共有	Googleドライブ / Dropbox	無 料 (利用上限有)	インターネット上の保管スペースにファイルを保存し、パソコンなどから、いつでもアクセスできるサービスです。	p.13
自動文字 起こし	CLOVA Note / Notta	無 料 (利用上限有)	音声や会話を自動で文字に変換してくれるツールで、手書きでメモを取る手間が省けます。	p.14

〈目次〉

	事業者名	料金	特徴	ページ
アドバイス・講座等	株式会社アイティサーフ	要相談	アナログな自治会運営からの脱却をお手伝いします。デジタルツールの活用により、運営を効率化します。	p.15
	特定非営利活動法人 I LOVE つづき	要相談	時間や場所に制約のないLINEを活用して、町内会運営の連絡と調整を迅速かつ効率的に行う方法をアドバイスします。	p.15
	NPO法人まちづくりエージェント SIDE BEACH CITY.	要相談	自治会町内会のDXを個別に支援します。SNSやLINE、デジタルツール導入サポートを行います。	p.16
	WOMANET 株式会社	要相談	ITを活用した業務効率化、情報発信、町内会加入促進、多文化共生を、コンサルタントがサポートします。	p.16

	概要	ページ
紹介など 導入事例	<ul style="list-style-type: none"> 自治会費等の集金のキャッシュレス化や情報発信のデジタル化に取り組んでいる自治会町内会の事例をご紹介します。 その他、区役所の会議資料をデータでほしい時や、自治会町内会でスマートフォン講座を行う時のヒントを掲載しています。 	p.17/ p.18

紹介ページの見方

次のページより、
多種多様なデジタルツールと
様々な事業者さんの取り組みを、
分かりやすくご紹介します！



A お手持ちのスマートフォンなどで二次元コードを読み取ることで、詳細な情報を閲覧することができます。

B サービスを使用するのに、有料か無料か、または手数料が必要かなどを表しています。(その他、導入事例の有無)


※「無料」としていても、利用上限がある場合があります。

C デジタルツールの概要と機能等を、分かりやすく紹介しています。

D 運営元が「横浜市連携事業者」であることを表しています。(連携事業者からの提供情報を元に作成しています)

E 自治会町内会での活用方法に焦点をあてた、サービス等の特徴を紹介しています。

自治会町内会のホームページ作りを手間いらずで



A

導入費用
あり/なし

有料 **B**

無料/有料

要相談/不要


RareA (レアリア)

概要

地域情報誌「タウンニュース」が運営するご近所情報サイト。「レアリア」の中に、自治会町内会の専用ページを手間いらずで作ることができます。


機能紹介

- ①タウンニュース掲載の記事を表示させることができます。
- ②チラシや画像などを表示できます。
- ③過去の資料も収納可能。活動記録を確認するのに便利です。
- ④自由度の高いデザインでのページ作成も可能です。



横浜市連携事業者 **D**

株式会社タウンニュース社
所在地：横浜市青葉区在田西2-1-3
TEL：045-913-4141
MAIL：c-a@townnews.co.jp
担当：デジタルソリューション室



「自治会町内会ではこんな使い方ができます」

- 掲示板の情報をホームページでも紹介。
- 会議報告を掲載することで、誰でも見られる。
- 写真の掲載も可能。イベント報告などに便利。
- 更新は指示を出すだけで手間いらず。
- 「レアリア」なら、検索されやすくなることも。

「自治会町内会ではこんな効果が期待されます」

今まで自治会町内会に縁がなかった人にも情報が届き、新たな参加者や担い手の発掘につながる可能性が広がります。自治会町内会の活動が多くの人々の目に触れるとともに、担い手の意欲が高まります。更新作業は簡単なので、負担が少なく、長く活動を続けられます。

4



自治会町内会のホームページ作りを手間いらずで

事例紹介
あり
(P17)

有料

無料

手数料有

要相談

RareA（レアリア）

概要

地域情報紙「タウンニュース」が運営するご近所情報サイト。「レアリア」の中に自治会町内会の専用ページを手間いらずで作ることができます。

機能紹介

- ①タウンニュース掲載の記事を表示させることができます。
- ②チラシや画像などを表示できます。
- ③過去の資料も収納可能。活動記録を確認するのに便利です。
- ④自由度の高いデザインでのページ作成も可能です。



株式会社タウンニュース社
所在地：横浜市青葉区荏田西 2-1-3
TEL：045-913-4141
MAIL：c-a@townnews.co.jp
担当者：デジタルソリューション室
宮下



「自治会町内会ではこんな使い方ができます」

- 掲示板の情報をホームページでも紹介。
- 会議報告を掲載することで、誰でも見られる。
- 写真の掲載も可能。イベント報告などに便利。
- 更新は指示を出すだけで手間いらず。
- 「レアリア」なら、検索されやすくなることも。

「自治会町内会ではこんな効果が期待されます」

今まで自治会町内会に縁がなかった人にも情報が届き、新たな参加者や担い手の発掘につながる可能性が広がります。自治会町内会の活動が多くの人々の目に触れるとともに、担い手の意欲が高まります。更新作業は簡単なので、負担が少なく、長く活動を続けられます。

自治会町内会の詳しい情報を蓄積しておける

事例紹介
あり
(P17)

有料

無料

手数料有

要相談

Facebook

概要

自治会町内会の活動やイベント情報を、ユーザー同士簡単に共有できます。たくさんの情報を掲載できホームページのような使い方ができます。

機能紹介

- ①投稿：文章、写真、動画を投稿し、地域の住民と情報を共有できます。
- ②イベント作成：地域のイベントを作成し、参加者を招待・管理できます。
- ③グループ作成：自治会町内会専用のグループを作り、情報交換や意見共有ができます。
- ④リアクション：投稿に対してコメントや「いいね！」をして、交流を深めることができます。



自治会町内会では現在
このような取り組みをしています...



「自治会町内会ではこんな使い方ができます」

- 回覧板・行事予定などを投稿できる。
- 写真や動画を投稿できる。
- メッセージのやり取りができる。
- 投稿ごとに情報の公開範囲を設定できる。

「自治会町内会ではこんな効果が期待されます」

- 誰でも検索して投稿情報を見つける事ができる。
- 実名登録制のため、近隣の人と繋がりがやすい。
- 型が決まっているため、投稿しやすく、ホームページよりも手軽に始めやすい。
- 自治会町内会の詳細情報が伝えやすくなる。

LINEで簡単！災害時にも使える町内会運営サービス



- 事例紹介あり (P17)
- 有料
- 無料
- 手数料あり
- 要相談

デジ町 町内会 LINE

概要

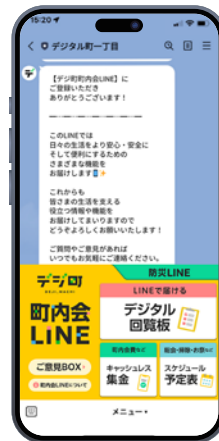
平常時は、町内会の情報発信ツールとして、災害時には、安否確認などの防災機能を有した、どの世代にも使いやすい「自治会町内会専用LINE」サービス。

機能紹介

- ①デジタル回覧板：匿名で参加できるLINEオープンチャット。
- ②名簿管理：世帯ごとの名簿管理機能。
- ③キャッシュレス集金機能：スマホキャッシュレス決済機能。
- ④デジ町防災LINE：避難場所検索・安否発信など防災対策支援。



アンバーサリー
コンシェル株式会社
所在地：高知県高知市仲田町 2-11
TEL：088-832-1221
MAIL：info@digital-town.jp
担当者：島田、幸崎



「自治会町内会ではこんな使い方ができます」

- デジタル回覧板以外に緊急性の高い配信が可能。
- カレンダー機能で、行事予定の閲覧が可能。
- キャッシュレス集金：集金業務の大幅な負担軽減。
- デジ町防災LINE：半径3km圏内の避難場所を表示、経路確認や地図連動が可能。

「自治会町内会ではこんな効果が期待されます」

普段使い慣れている「LINE」を使ったサービスなので、「導入率」や「利用率」の向上が期待でき、町内会活動情報が住民全体に届きやすくなります。結果、町内会の退会減や加入増につながります。また、地域の防災力向上も期待できます。

気軽にメッセージの送受信や無料通話ができる



- 事例紹介あり (P17)
- 有料
- 無料
- 手数料あり
- 要相談

LINE 公式アカウント

概要

自治会町内会の情報を、登録者に直接配信したり、メッセージのやり取りができる。どの年代でも使っている人が多いコミュニケーションツール。

機能紹介

- ①メッセージ配信：一斉にメッセージを送信し、地域住民に情報を届けることができます。
- ②自動応答：よくある質問に対して、自動で返答する機能があります。
- ③ユーザー管理：友だち追加した人をリスト化し、対象に応じた配信が可能です。
- ④リッチメニュー：指定した情報にアクセスできるボタンを、画面上に設置できます。

おはようございます！
自治会町内会からのご案内です...



「自治会町内会ではこんな使い方ができます」

- 手軽にメッセージ配信ができる。
- 回覧板・行事予定などを配信できる。
- 写真や動画を使って配信できる。
- 非公開で、登録者とメッセージ・無料通話ができる。

「自治会町内会ではこんな効果が期待されます」

- 普及率が高いので、登録してもらいやすい。
- メッセージ受信の通知が届くので、見落としが少ない。
- メールに比べて気軽に問い合わせができ、住民の声をキャッチしやすい。

自治会・町内会 SNS



いちのいち

概要

回覧板で回していた情報がスマートフォンで見られる等、自治会町内会業務の負担を軽減できます。

機能紹介

- ①地域のコミュニケーションをアプリで便利に情報共有。
- ②グループ連絡や登録会員の管理で、安心して情報共有。
- ③災害時には防災情報を発信。登録会員の安否確認を行うことができます。

事例紹介あり
(P17)

有料

無料

手数料有

要相談



小田急電鉄株式会社

所在地：東京都新宿区西新宿 2-7-1
TEL：03-4500-2811
MAIL：odakyu-ichi.no.ichi@odakyu-dentetsu.co.jp
担当者：デジタル事業創造部
いちのいち担当



「自治会町内会ではこんな使い方ができます」

- 紙の回覧板をスマートフォンで配信可能。
- 迅速な情報共有が可能。
- 行事や各種委員会等の活動を写真付きで共有。
- 天候によるイベント開催情報を素早くお知らせ。
- 地域活動の記録を残すことも。

「自治会町内会ではこんな効果が期待されます」

役員のなり手不足や若年層等の地域とのつながりの希薄さ、といった課題をデジタルのチカラを活用することで解決につなげます。また、リアルな場に加え、デジタルによる連絡手段を加えることで高齢者の社会的孤立の課題にも取り組みます。

地域 ICTプラットフォームで町内会の課題解決



結ネット

概要

自治会町内会向け電子回覧板アプリ。
町内への連絡を一斉配信し、災害時は安否確認ツールとして活用できます。

機能紹介

- ①電子回覧板の既読 / 未読を自動で集計。ハンコ要らずに。
- ②小グループ単位への発信や、出欠確認・集計も簡単。
- ③アンケート、総会、カレンダー、施設予約等の便利機能も。
- ④災害時にはモードを切り替え、安否確認に使えます。

事例紹介あり
(P17)

有料

無料

手数料有

要相談



株式会社シーピーユー

所在地：石川県金沢市西泉 4-60
TEL：045-532-9641（東京支店）
WEB：https://www.cpu-net.co.jp/
担当者：ICT事業部 鈴木、堀尾



「自治会町内会ではこんな使い方ができます」

- 行事予定の連絡、地域の緊急情報の共有。
- 利用者同士の情報交換、住民からの問い合わせ。
- 総会の電子化、会館のオンライン利用予約。
- 高齢者見守りサービスとの連携。
- その他、幅広く自由な使い方が可能です。

「自治会町内会ではこんな効果が期待されます」

結ネットを使えば、役員の方の負担が軽減されます。住民は働きながらも自治会町内会に参加しやすくなり、加入促進にもつながります。また、災害時安否確認システムによる防災力向上など、自治会町内会の様々な課題解決に役立ちます。

自治会の運営を電子回覧板などで効率化！



- 事例紹介あり (P17)
- 有料
- 無料
- 手数料有
- 要相談

My自治会

概要

デジタルで自治会運営を効率化。
自治会のコミュニケーションを高め、地域活動の活性化をサポートするアプリです。

機能紹介

- ①電子回覧板：写真、資料(PDF)とお知らせ内容を一齐配信。
- ②アンケート：総会の出欠席や賛否などを簡単に確認、集計。
- ③オンライン集金：アプリを通して、自治会費を集金できます。
(※集金機能は手数料が必要です)



大東建託株式会社
所在地：東京都港区港南 2-16-1
TEL：03-6718-9068
MAIL：jichikai@kentaku.co.jp
担当者：経営企画部 長尾、村田



「自治会町内会ではこんな使い方ができます」

- アンケート機能を使って災害時に安否確認できる。
- 回覧板にコメントができるので意見が言いやすい。
- お知らせを写真やPDFで配布（配信）、回覧準備の負担軽減とペーパーレスを実現。
- オンライン集金は、24時間いつでも支払可能。

「自治会町内会ではこんな効果が期待されます」

「My自治会」は、シンプルな機能で、地域の誰もが使いやすいアプリとなっています。回覧板の一齐配信は、誰もが待つことなく地域の情報を確認でき、集金機能では役員の負担を軽減し、集金時間を効率化できるので、削減した時間を地域の活性化に役立てます。

高齢者の想いを形にした地域コミュニティアプリ



- 事例紹介あり (P17)
- 有料
- 無料
- 手数料有
- 要相談

ミテルライフ

概要

回覧板やアンケート、住民の安否確認まで日常から災害時まで一貫して自治会を支援するツールです。

機能紹介

- ①災害時に住民の安否回答を集計、要救護者を瞬時に発見。
- ②回覧板やお知らせを一齐送信、個人別に未読既読を把握。
- ③本人や家族が、予め設定した相手にSOS発信で支援要請。
- ④血圧、心拍数記録で健康管理、自治会費のスマホ決済。(今後追加予定)



株式会社フィールド
所在地：千葉県浦安市高洲 8-1
TEL：047-307-9593
MAIL：info@metell-life.com
担当者：原



「自治会町内会ではこんな使い方ができます」

- お知らせや回覧板電子化で経費と役員負担軽減。
- 住民への一齐通知で未読既読を個人別に把握。
- アプリ防災訓練で地域全体での防災力を強化。
- トークで地域のコミュニケーション円滑化。
- 過去の活動や記録で役員交代がスムーズに。

「自治会町内会ではこんな効果が期待されます」

自治会運営の効率化と防災力が向上します。連絡や情報共有が一元管理され役員や住民の負担が減り、災害時には迅速に安否確認が可能です。日常の見守り機能や緊急時のSOS通知で高齢者や一人暮らしの方も安心して暮らせる環境が整います。

自治会運営をもっと〇〇に実現するアプリ



Yumicom（ユミコム）

概 要

電子回覧板など充実の機能で運営効率化。
トークで役員間の情報連携が緊密に！
安否確認機能も備え非常時も活用。

機 能 紹 介

- ①会費徴収での現金やり取りを無くす「デジタル納付」。
- ②会員の知らなかったを減らし「活動の見える化」を実現。
- ③「みんなの投稿BOX」で身近なニュースを共有！
- ④集まらずに会議もできる「トーク機能」でつながり深まる！

「自治会町内会ではこんな使い方ができます」

- 実際に役員をやりながら開発したアプリです。
- 自治会運営に必要な機能はほとんど付いていますし、高齢者でも使いやすいように大きいボタンや文字など使いやすさを作りこんでいます。
- お店と連携したクーポン提供が入会の特典に。

「自治会町内会ではこんな効果が期待されます」

回覧板や広報紙のデジタル配信で労力削減、チャット機能で意見交換を行い、偏りがちな業務の分散化が図れ、役員のやりがいにもつながります。地域のお店と連携して会員向けのクーポンを発行すれば入会のメリットが生まれます。



自治会運営の皆さま

自治会・町内会をデジタル化!

自治会・町内会運営の
「したい」が「できる」
すべてをこれ1つで
自治会運営の6つの課題解決
Yumicom

株式会社ワンベルウッズ

所在地：大阪府大阪市西区新町1-6-23
四ツ橋大川ビル6階

TEL：06-6539-0110

MAIL：yumicom@wanbel-woods.jp

担当者：ソリューション事業部 山鷲、森

横浜市
連携事業者

音声によるリアルタイム情報受信端末



高齢者向け情報受信端末 キューブ

概 要

インターネットを活用した高齢者向け情報受信端末「キューブ」で、自治会からの各種情報を音声で配信します。

機 能 紹 介

- ①インターネットに接続するだけで、各種情報を音声で受信。
- ②情報が配信されると放送（音声）が流れ、録音されます。
- ③「音量調整つまみ」と「聞き直しボタン」のみの簡単操作。
- ④パソコンやLINEのテキスト入力等で簡単に情報配信ができます。



三愛電子工業株式会社 横浜技術センター

所在地：横浜市金沢区福浦2-4-15

TEL：045-783-2211

MAIL：y-sudou@san-ai.co.jp

担当者：管理部門 須藤

横浜市
連携事業者

「自治会町内会ではこんな使い方ができます」

- 回覧板や電話での連絡情報をタイムリーに周知。
- パソコンやスマホ等の機器の操作が難しい高齢者や、目の不自由な方も使えます。
- 自治会からの案内、福祉情報、災害・防犯情報（悪徳商法等）を音声で即時に配信。

「自治会町内会ではこんな効果が期待されます」

「キューブ」の実証実験では、高齢者の方が自治会からの情報をタイムリーに受取り、地域活動に参加することができ好評でした。情報を必要とする人に必要な情報を発信し、行動を促すことができます。

自治会町内会のキャッシュレス化をお手伝いします

事例紹介
あり
(P17)

有料

無料

手数料有

要相談

PayPay

概要

「PayPay」を導入いただくことで、自治会、町内会のキャッシュレス化を後押しします。

機能紹介

- ①会費の集金に「PayPay」を導入することで、お金の流れは自動で記録されるので、効率よく確実に支払いを管理することができます。
- ②お祭りなどのイベントで「PayPay」を導入することで、お釣りの準備が不要で金銭授受の簡略化などを実現します。



PayPay 株式会社

所在地：東京都千代田区紀尾井町 1-3

MAIL：sales-kanto3-yokohama@

paypay-corp.co.jp

担当者：横浜 1 チーム 松本、与座

横浜市
連携事業者

「自治会町内会ではこんな使い方ができます」

自治会、町内会費の集金や、自治会によるお祭りなどのイベントでキャッシュレス決済サービス「PayPay」を導入することができます。

「自治会町内会ではこんな効果が期待されます」

自治会町内会では、会費の集金を現金で行うことが多いのが現状です。「PayPay」の導入で、自治会町内会のキャッシュレス化を強力に後押しし、会費集金の負担やリスク軽減、自治会によるイベント時の金銭授受の簡略化などを実現します。

カギ貸出管理のDXソリューション

事例紹介
あり
(P17)

有料

無料

手数料有

要相談

リモートインテリジェントキーBOX

概要

建物のカギの保管・貸し出しをネットワーク対応キーBOXで運用することにより、管理業務を省人化できます。

機能紹介

- ①カギの貸し出しを完全自動化、スマホ操作で完結。
- ②設置取り付けは簡単、配線工事が不要（無線通信）。
- ③カギの返却忘れ時にはアラートをメールで通知。
- ④貸し出し管理記録ならびに利用者を内蔵カメラで記録。



株式会社ブループリント・システムズ

所在地：横浜市西区北幸 1-11-1 水信ビル7階

TEL：045-900-2514

MAIL：y.takada@blueprint-systems.com

担当者：高田

横浜市
連携事業者

「自治会町内会ではこんな使い方ができます」

「集会所」や「防災倉庫」などのカギの受け渡しに【リモートインテリジェントキーBOX】を使用することにより、「利用者自身のスマホ操作だけでカギの貸し出しを管理」「管理建物のカギの管理業務を無人化」などを簡単に実現することができます。

「自治会町内会ではこんな効果が期待されます」

「集会所」や「防災倉庫」などのカギの保管・貸し出し管理をDXすることにより、カギの管理業務の負荷を低減できます。また、不審者や共有物の盗難などの対応が行え、さらに無人化による24時間のカギの貸し出し管理が可能となります。

業務改善の可能性が無限に広がるグループウェア



desknet's NEO

概要

団体内のあらゆる情報の集約と、団体独自の業務アプリも完全ノーコードで実現でき業務効率化ができる。

機能紹介

- ①全体の入口となるポータルや、掲示板、回覧、スケジュール、文書管理など情報共有が可能。
- ②紙やExcel等のWeb化から、複雑な業務処理のシステム化までノーコードで業務アプリを作成でき業務プロセスの改善を実現。

事例紹介あり
(P17)

有料

無料

手数料有

要相談

横浜市
連携事業者

株式会社ネオジャパン

所在地：横浜市西区みなとみらい
2-2-1 横浜ランドマーク
タワー 10FTEL：045-640-5900
MAIL：shuta.harada@neo.co.jp
担当：原田

「自治会町内会ではこんな使い方ができます」

集金の効率化、災害時の情報伝達、紙保存の削減、会議録作成、回覧、連絡・回答、スケジュール共有、会館予約、人材募集等に対して、グループウェアの機能やノーコード業務アプリ作成ツールで情報共有と業務効率化が実現できます。

「自治会町内会ではこんな効果が期待されます」

運営における負担軽減効果、情報共有の効率化や活性化、ノーコード業務作成アプリを活用して新たにアプリケーションを作成していき、非効率な業務の効率化やデジタル化を通じて、本来力を入れていくべき業務に力を入れることができます。

自治会町内会の予定を会員に共有できる



Googleカレンダー

概要

予定の管理や共有が簡単にできるスケジュール管理ツールです。Googleアカウントがあれば無料で利用することができます。

機能紹介

- ①予定を忘れないように通知(リマインダー)の設定が可能。
- ②メールアドレスで他の人とカレンダーを共有できる。
- ③複数のカレンダーを用途別に管理できる。
- ④スマホやパソコンからいつでもアクセスが可能。

事例紹介あり
(P17)

有料

無料

手数料有

要相談



「自治会町内会ではこんな使い方ができます」

自治会町内会の行事や会議の日程を共有すれば、参加者が予定をすぐに確認することができます。リマインダーを設定して、予定の忘れを防ぐこともできます。会館の予約状況を登録すれば、空き状況が一目で分かるようになります。

「自治会町内会ではこんな効果が期待されます」

紙のスケジュール帳がなくても予定の管理がスムーズになり、行事の準備が効率化されます。スケジュール帳の紛失もなくなります。スケジュールを役員・会員で管理でき、見落としがなくなる効果が期待されます。

自宅や外出先でもインターネット環境があれば、
手軽に会議に参加できる

事例紹介
あり
(P17)

有
料

無
料

手
数
料
有

要
相
談

オンライン会議

概 要

オンライン会議ツールは、インターネットを使って場所に関係なく会話や会議ができる便利なサービスです。ビデオ通話で顔を見ながら話せるだけでなく、音声のみでの参加やチャット機能を使ってメッセージを送ることもできます。また、資料や画面を共有して説明したり、会議を録画して後から確認することも可能です。



機 能 紹 介

- ①ビデオ通話：参加者同士が顔を見て話せます。
- ②音声通話：カメラを使わずに音声のみで参加できます。
- ③画面共有：自分の画面や資料を他の参加者に見せて説明ができます。
- ④チャット：会議中にメッセージを送って質問や意見を伝えられます。
- ⑤会議の録画：会議の内容を録画し、後で見返すことができます。
- ⑥バーチャル背景：プライバシーを保護するために背景を変更できます。
- ⑦オンライン会議への参加：アカウントや専用アプリがなくてもゲスト参加できます。



スマートフォン
でもオンライン会議へ
参加することが
できます！

「自治会町内会ではこんな使い方ができます」

- 子育てや介護などで家を離れられない方も会議に参加できるようになります。
- 会議中に、画面で資料を共有でき、離れていても同じ情報を共有することができます。

「自治会町内会ではこんな効果が期待されます」

- オンライン会議により、会議の省力化につながります。
- 対面会議と併用することで参加が容易になり、参加の幅が広がります。
- オンライン会議を録画することで、参加できなかった方にも会議の様子を共有でき、議論の経過を共有できます。

ツール 1

Google Meet

シンプルで直感的な操作が特徴。Googleアカウントを使えばすぐに利用でき、スケジュール管理がGoogleカレンダーと連携しやすいです。

より詳しい
情報は
こちらから！



ツール 2

Microsoft Teams

チャット機能が充実しており、WordやExcelなどMicrosoft365ツールとの連携ができます。ファイルの共同編集やグループチャットを活用し、業務の効率化が可能です。

より詳しい
情報は
こちらから！



ツール 3

Zoom

高品質なビデオと安定した接続が特徴で、大人数の会議やセミナーに適しています。バーチャル背景やブレイクアウトルーム(小グループ分け)などの機能も豊富です。

より詳しい
情報は
こちらから！



インターネット上にファイルを保存できて、共有もラクラク

事例紹介
あり
(P17)

有料

無料

手数料有

要相談

データ共有

概要

インターネット上の保管スペースにファイルを保存できるサービスです。写真や文書、動画などを簡単にアップロードし、スマートフォンやパソコンからいつでもアクセスできます。また、保存したファイルを役員や会員と共同で編集することも可能です。データを安全に保存できるため、パソコンやスマホが壊れても大切なファイルが失われる心配がありません。



機能紹介

- ①インターネット上に保存：ファイルをインターネットに保存して、どこからでも見ることができる。
- ②ファイルを共有：他の人とファイルを簡単に共有し、複数の方が編集できる。
- ③自動で更新：保存したファイルがすべての端末で自動的に更新され、どこでも最新の状態で使える。
- ④アクセス管理：誰がファイルを見たり編集したりできるかを設定でき、安心して使える。

「自治会町内会ではこんな使い方ができます」

- 会議の資料や案内をオンラインで共有できます。
- 会員間の情報のやり取りが簡単になり、リアルタイムで情報を更新できます。
- 大切なファイルを安全に保存し、必要な時に必要な方がアクセスできます。

「自治会町内会ではこんな効果が期待されます」

- 会議資料などの共有が迅速かつ効率的にできます。
- 紙のやり取りが減り、必要な方がリアルタイムでアクセスできるため、役員交代があったときの資料の引継などに活用できます。
- ファイルの保存場所を一元管理でき、必要な時に簡単に取り出せるので、作業の手間も軽減され、使い続けることで過去の資料を確認できたりします。

ツール1

Googleドライブ

Googleアカウントを使い、文書や写真、動画を簡単に保存・共有。Googleの他のツールとの連携が便利です。

より詳しい
情報は
こちらから！



ツール2

Dropbox

ファイルの保存、共有が簡単で、大きなファイルのやり取りが強みです。PCやスマートフォン間での共有がスムーズに行えます。

より詳しい
情報は
こちらから！



会議を録音すれば、簡単に文字にしてくれる

事例紹介
あり
(P17)

有料

無料

手数料有

要相談

自動文字起こし

概要

文字起こしツールは、音声や会話を文字に変換してくれる便利なツールです。会議やインタビューの録音をアップロードすると、聞き取れない箇所や誤認識は一部ありますが、自動で内容を文字にしてくれます。手書きでメモを取る手間が省け、後から内容を見返すのが簡単になります。これにより、重要な情報を逃さず、効率的に整理できます。



機能紹介

- ① 音声の文字起こし：録音した音声を自動でテキストに変換します。
- ② リアルタイム文字起こし：会話が進行している中でも、リアルタイムで文字に変換して表示します。
- ③ 保存・編集：文字起こしした内容を保存し、後から編集や検索が可能です。
- ④ 複数言語対応：日本語以外の言語にも対応し、外国語の音声も文字にできます。

「自治会町内会ではこんな使い方ができます」

- 会議や話し合いの内容が自動で文字に起こされるため、議事録作成が簡単になります。
- 会議後に迅速に内容を確認・共有でき、出席できなかったメンバーにも正確な情報が伝わります。

「自治会町内会ではこんな効果が期待されます」

- 議事録作成のためのメモ取りが不要となり、より会議に集中できます。
- 迅速に会議報告資料を作成でき、情報伝達のスピードが向上します。

ツール1

CLOVA Note

高精度な音声認識を活用し、リアルタイムでの文字起こしが可能。日本語に強みがあります。

より詳しい
情報は
こちらから！



ツール2

Notta

多言語対応で、録音した音声を即座に文字に変換。スマホアプリからも簡単に使用できます。

より詳しい
情報は
こちらから！



会話を
そのまま文字データ
として画面上に
起こしてくれます！



今回みなさん
お話しする議題
は...

デジタル活用で自治会運営の効率化

株式会社アイティサーフ

事例紹介
あり
(P17)

有料

無料

手数料有

要相談

概要

アナログな自治会運営からの脱却をお手伝いします。
デジタルツールの活用により、運営を効率化します。

サービス紹介

- ①自治会独自のSNSによる回覧板作成・閲覧。
- ②SNSアンケートの作成、自動集計、自治会費の支払。(PayPay 利用)
- ③自治会で保有している書類ファイルのクラウド化。
- ④Teamsによる総会・班長会の視聴やパソコンでの案内板作成補助。



株式会社アイティサーフ

所在地：神奈川県横浜市中区海岸通 4-23
マリンビル3階
TEL：045-334-8035
MAIL：t-uchibori@it-surf.co.jp

横浜市
連携事業者

「自治会町内会ではこんな使い方ができます」

- SNS上で班ごとにグループを作成し、コミュニケーションツールとして活用。
- 班長会等を、SNSで周知し、出欠確認。
- 書類をクラウドに保管、紛失リスクが減少。
- 役員交代時の引継ぎが楽になります。

「自治会町内会ではこんな効果が期待されます」

共働き世帯が増加し、役員の仕事が負担となっています。
負担軽減と、役員の担い手を確保します。スマホで回覧板を閲覧できるので、回さなくても大丈夫です。また、町内会費もスマホから支払うので、自宅にて支払う煩わしさもありません。

まちづくりNPOによる等身大の地域密着型支援

特定非営利活動法人 I Love つづき

事例紹介
あり
(P17)

有料

無料

手数料有

要相談

概要

時間や場所に制約のないLINEを活用して、町内会運営の連絡と調整を迅速かつ効率的に行う方法をお伝えします。

サービス紹介

- ①各種WEBサービスなどの使い方を伴走支援します。
- ②WEBサービス等を活用した、自治会運営情報の保存、共有方法。
- ③LINE公式アカウントやLINE WORKSの開設と基本操作。
- ④無料オンラインデザインツールCanvaやスマホZoomなどの講座。



特定非営利活動法人 I Love つづき

所在地：神奈川県横浜市中区中川 1-17-22
ガーデンプラザ宮台 402
TEL：045-306-9004
MAIL：info@ilt.yokohama

横浜市
連携事業者

「自治会町内会ではこんな使い方ができます」

- LINEグループで日々の連絡や意見交換。
- LINEミーティングでオンライン会議。
- イベントや会議の日程調整と日程通知。
- アンケートの実施や書類・写真の共有。
- 議事録、やることリストの共有。

「自治会町内会ではこんな効果が期待されます」

LINEを使えば、連絡がスムーズに。通知や会議の案内、イベント告知が簡単に行え、メンバー間の連絡が密に。アンケートや緊急連絡も手軽に実施でき、ファイル共有機能で書類のやり取りがスムーズに。迅速で効果的な運営が実現します。

自治会町内会DX伴走サポート



NPO法人 まちづくりエーエージェント
SIDE BEACH CITY.

概 要

自治会町内会のDXを個別に支援します。
SNSやLINE、デジタルツール導入サポート。

サービス紹介

- ①個々の事情に即したDX課題への伴走サポート・講座。
- ②SNS導入支援、LINEの利活用支援、ホームページ支援。
- ③デジタルツール、アプリ導入支援。特定のサービスや販売、代理店などをしていないので、一緒にDX課題に取り組みます。



特定非営利活動法人 まちづくり
エーエージェント SIDE BEACH CITY.

所在地：横浜市中区相生町 3-61 泰生ビル2F
TEL：045-900-6054
MAIL：info@sbc.yokohama



「自治会町内会ではこんな使い方ができます」

デジタルツールで何を選べば良いか迷っていませんか？NPOは、中立的な立場を生かして最適なデジタルツールをご提案します。個別相談から導入支援、勉強会、運用サポートまで、まずはお気軽にご相談ください。

「自治会町内会ではこんな効果が期待されます」

当団体は2017年の設立当初より、情報格差（デジタルデバイド）の解消を目的としたICTの利活用支援を行っています。コロナ禍以降は、自治会町内会を含め支援実績60件以上。その大多数が実際に取り組み、効果を実感していただいています。

地域活動をITでもっと便利に快適に！



ウーマンネット
WOMANET株式会社

概 要

ITで業務効率化、情報発信、町内会加入促進、多文化共生を実現しませんか。
女性コンサルタントが優しくサポート。

サービス紹介

- ①SNS、LINE、ホームページ、Zoom、ChatGPTなど、幅広い研修を提供。
- ②町内会会費の徴収を電子マネー決済 PayPay で業務効率化。
- ③防災IT、Yahoo防災アプリの活用方法などもアドバイス。
- ④外国人住民向けにAI Chatを活用して多言語での情報発信。



WOMANET 株式会社

所在地：横浜市港北区大倉山 3-1-27-2F
TEL：045-642-7732
WEB：https://ictdx-jichikai.jimdofree.com
担当者：丸山、木村



「自治会町内会ではこんな使い方ができます」

- 自治会町内会活動のIT化・デジタル化推進を女性コンサルタントが優しくサポート！
- ペーパーレスで業務効率化。
- SNSを活用した情報発信、ホームページの活用で若い方向けへの情報発信をしてみませんか。

「自治会町内会ではこんな効果が期待されます」

次のような効果が期待できます。
①情報共有の迅速化、②防災・災害時の迅速な対応、③会議・集会の効率化、④交流・コミュニティ形成の促進、⑤若い世代との連携促進、⑥健康管理や見守りサービスの向上、⑦業務の効率化・負担軽減

→ 岩井町原第一町内会 〈保土ヶ谷区〉

地域のお祭り×PayPay

世帯数：399 / 班数：24

町内会費の集金のほか、令和6年8月に行われたお祭りで、模擬店での支払いにPayPayを活用しました。現金の受け渡しがない、スムーズなキャッシュレス決済を実現しました。



キャッシュレス決済を活用して、役員の負担軽減をしたいと考えていたので、導入することができてとても嬉しく思っています。工夫しながら誰もが参加しやすい自治会町内会を目指していきたいと考えています。



▲お祭りの様子



▲会長 小石川さん

→ 本郷第一自治会 〈瀬谷区〉

回覧板の電子化×いちのいち

世帯数：460 / 班数：30

令和2年の役員会で紙回覧を電子回覧にしようかと提案があったことをきっかけとして、検討を始めました。コロナ禍で検討に時間を要したものの、令和5年より「いちのいち」を導入しています。自治会内で一斉配信可能、緊急連絡に対応できる、文書が手元に残るので回覧板が回ってしまっても資料閲覧が可能、といったメリットを感じています。

回覧文書とポスターの電子媒体での配布、行事予定の共有などで、いちのいちを活用しています。



▲広報担当 横内さん

▲会長 上田さん

→ 大口仲町池下町会 〈神奈川区〉

災害時支援×結ネット

世帯数：785 / 班数：50

土地の高低差が大きいことや車の通れる道路が少ないといった地形的な要因から、災害時の共助による支援の必要性を町会では強く感じていました。令和3年に待望していたリアルタイムの安否確認機能を持つ「結ネット」の運用を開始しました。結ネットは、災害時の一斉連絡、未読・既読による一次安否確認、安否情報の入力・収集などが可能で、町会員の共助に役立つものです。

結ネットの導入により、紙媒体に限定されない多種の情報交換が可能となりました。さらに、災害時にも大きな力となると期待しています。



▲会長 石渡さん

▲ICT担当 岩並さん

※記載は取材時点の内容です。活用方法など、内容が異なる場合があります。

デジタル化をサポートする

お役立ち情報

これまで難しいと
考えていたデジタルも
これであれば
私にもできそう！



区役所の会議資料を データでほしい！



横浜市町内会連合会のホームページでは、定例会議資料とともに、各区の町内会連合会のページをご案内しています。各区のページでは、自治会町内会向けの資料を電子データで公開しています。ペーパーレスの取組にもつながります。



▶「横浜市町内会連合会」のホームページより、地図を直接タッチ（クリック）することで、各区の町内会連合会のページが閲覧できます。



ACCESS!

気になったら
いますぐチェック！



横浜市町内会連合会ホームページ

横浜市 市連会

検索

スマートフォンの使い方を 動画で学びたい！



総務省の「デジタル活用支援推進事業」のページでは、スマートフォンやメッセージアプリなどの使い方を紹介する動画・教材を提供しています。自治会町内会で講座を開く際、活用できます。



(教材イメージ)

ACCESS!

気になったら
いますぐチェック！



デジタル活用支援 標準教材・動画ホームページ

総務省 デジタル活用支援 動画

検索

連絡先一覧

名称	所在地	電話番号
横浜市役所 市民局 地域活動推進課	中区本町6-50-10	045-671-2317
青葉区役所 地域振興課	青葉区市ケ尾町31-4	045-978-2291
旭区役所 地域振興課	旭区鶴ヶ峰1-4-12	045-954-6091
泉区役所 地域振興課	泉区和泉中央北5-1-1	045-800-2391
磯子区役所 地域振興課	磯子区磯子3-5-1	045-750-2391
神奈川区役所 地域振興課	神奈川区広台太田町3-8	045-411-7086
金沢区役所 地域振興課	金沢区泥亀2-9-1	045-788-7801
港南区役所 地域振興課	港南区港南4-2-10	045-847-8391
港北区役所 地域振興課	港北区大豆戸町26-1	045-540-2234
栄区役所 地域振興課	栄区桂町303-19	045-894-8391
瀬谷区役所 地域振興課	瀬谷区二ツ橋町190	045-367-5691
都筑区役所 地域振興課	都筑区茅ヶ崎中央32-1	045-948-2231
鶴見区役所 地域振興課	鶴見区鶴見中央3-20-1	045-510-1687
戸塚区役所 地域振興課	戸塚区戸塚町16-17	045-866-8411
中区役所 地域振興課	中区日本大通35	045-224-8131
西区役所 地域振興課	西区中央1-5-10	045-320-8389
保土ヶ谷区役所 地域振興課	保土ヶ谷区川辺町2-9	045-334-6380
緑区役所 地域振興課	緑区寺山町118	045-930-2232
南区役所 地域振興課	南区浦舟町2-33	045-341-1235

横浜市市民局地域活動推進課

令和7年1月発行



最新情報は、
こちらから
確認できます！

※本書の掲載内容は、令和6年12月時点の情報に基づいています。
各種デジタルツール（アプリケーション）のアップデート等により、
操作方法や仕様が変更される場合がありますので、ご注意ください。



広報紙の配布についてのお願い【協力依頼】

1 事業の趣旨

横浜市では、市政に関する情報や市会定例会などの情報を各世帯にお届けする広報媒体として、「広報よこはま」と「ヨコハマ議会だより」を発行しています。

市民の皆様の暮らしに関わる重要な情報等を掲載するこれらの広報紙を、広く市民の皆様にお届けするため、これまで、自治会・町内会の皆様の多大なる御協力をいただきながら、配布を行ってまいりました。皆様の御協力により、市内の多くの世帯へ高い配布率で配布ができております。改めて、お礼を申し上げます。

つきましては、令和7年度におかれましても、各世帯への配布に御協力くださいますようお願い申し上げます。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

各世帯への配布に御協力くださいますようお願い申し上げます。

3 広報紙概要

広報紙名	発行月	謝金額（1部あたり）
「広報よこはま」	毎月	9円
「県のたより」	毎月	8円
「ヨコハマ議会だより」	令和7年5月、8月、12月、 令和8年2月	4円

※謝金額は令和7年度予算議決後に確定し、お配りいただいた部数に基づき、年2回に分けてお支払いします。

4 送付時期と送付方法

毎月末日の前日までに、配送業者を通じて貴団体の配布担当者へお届けします。

※令和8年1月号は、令和7年12月29日までにお届けします。

5 その他

(1) 自治会町内会活動として広報紙を配布している時に、万一事故で負傷した場合は、横浜市が実施する市民活動保険の対象となる場合があります。広報紙配布中に事故等に遭われたときは、区役所総務課庶務係に御相談ください。

※ 報酬を配布担当の御本人が受け取る場合は、市民活動保険の対象にはなりません。

(2) 配布員が確保できないなど、毎月の配布業務にお困りの場合には、民間事業者によるポストイングへの切替えに関する御相談も承っておりますので、お住まいの区の区役所広報相談係まで御連絡ください。

(3) 令和7年度も、市版にて自治会町内会の活動を紹介することを予定しています。

自治会町内会の加入促進にも御活用いただければと存じますので、引き続き、未加入世帯への配布に特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

6 問合せ先

(1) 「広報よこはま」及び「県のたより」について

政策経営局広報課 広報紙担当 TEL 671-2332 FAX 661-2351

(2) 「ヨコハマ議会だより」について

議会局秘書広報課 TEL 671-3040 FAX 681-7388

令和 7 年国勢調査実施に伴う御協力をお願いについて【協力依頼】

1 事業の趣旨

本年 10 月 1 日に全国一斉に令和 7 年国勢調査が実施されます。

国勢調査は統計法に基づき、国内に居住する全ての人及び世帯を対象に行われる国の最も大規模かつ重要な統計調査です。自治会・町内会におかれましては、本調査の重要性を御理解いただき、実施について特段の御配慮と国勢調査に携わる調査員の推薦について、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】御承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】国勢調査員として適任者の推薦をお願いします。

※今後、調査周知に係るポスター掲示依頼を行う予定です。

3 調査員推薦に係るお願い事項

(1) 担当する業務・調査区数等

- ・調査区内の居住世帯（1 調査区あたり約 50 世帯）に対して、調査書類の配布などを行っていただきます。
- ・調査員の方には一人当たり原則、2 調査区（約 100 世帯）を担当していただきます。
- ・調査員数は全市で約 19,000 人程度となる見込みです。

(2) 調査員の推薦にあたっての要件

- ア 責任を持って御自身で調査員の事務を遂行できる方
- イ 原則として 20 歳以上の方（令和 7 年 9 月 1 日時点）
- ウ 秘密の保護に信頼をおける方
- エ 選挙・警察に直接関係のない方
- オ 暴力団員その他の反社会勢力に該当しない方

(3) その他

後日、各区役所から、御推薦いただく調査員数、担当区域、報酬額などについて説明をさせていただきます。

なお、調査員が不足する地区や自治会・町内会未組織地域などにつきましては、公募を実施する区役所もありますので、御了解ください。

参考：調査書類の配布方法について

令和 2 年国勢調査では新型コロナウイルス感染拡大防止として、例外的に非接触型の調査方法を採用していましたが、令和 7 年調査では従来の調査方法（※）にすることが総務省から示されています。

対面による調査書類の配布が原則となりますが、世帯に説明することが困難と見込まれる場合は、外観やマンションの管理員に確認するなどして居住確認を行えた時点で調査書類を郵便受けなどに入れて配布することができます。

※平成 27 年以前の調査方法：不在世帯があった場合、日・時を変えるなどして少なくとも 3 回訪問し、それでも世帯と面接することが困難と見込まれる場合は調査書類を郵便受けに入れて配布

令和7年国勢調査について

1 調査の概要

国勢調査は、統計法第5条第2項の規定に基づき、日本国内に居住する全ての人及び世帯の実態に関する統計を作成し、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的にして、5年ごとに行われる最も大規模な統計調査で、今回で22回目を迎えます。

2 調査の期日

令和7年10月1日（水）午前零時

3 調査の対象

調査は令和7年10月1日に日本国内に常住する全ての人（外国人を含む）

4 調査員の主な仕事

- (1) 9月上旬～中旬 区役所等で開催する調査員説明会への出席
 - (2) 説明会后～9月19日 担当調査区の範囲確認、調査書類配布準備等
 - (3) 9月20日～30日※ インターネット回答用ID及び調査票（紙）の配布
 - (4) 10月1日～3日 『調査への回答はお済みですか』の配布
 - (5) 10月1日～8日 回収を約束した世帯のみ調査票（紙）の回収
 - (6) 10月17日～下旬 調査書類の区役所提出・督促状の配布（未回答世帯がある場合）
- ※調査書類配布期間に土日が2回あり、調査活動がしやすくなっています

5 調査員の身分

横浜市長の推薦に基づき、総務大臣が任命する**非常勤の一般職国家公務員**です。

6 任命期間

9月1日から10月31日までの2か月間

7 調査員報酬（前回実績額）

- ・ 1調査区（約50世帯）で 42,000円程度
- ・ 2調査区（約100世帯）で 78,000円程度

※調査員報酬は、実際に調査した世帯数により額が増減します。

※前回に比べて報酬は増額見込みです。

政策経営局統計情報課

担当 石川、中村

電話 045-671-4207 /FAX 045-663-0130

メール ss-chosa@city.yokohama.lg.jp

国勢調査の活用事例

調査の結果は、国や地方公共団体が正確な統計に基づいて、公正で効率的な行政を行うために利用されるとともに、さまざまな統計を作成する上で欠くことのできない基礎データとしても利用されます。

また、企業や各種団体における需要予測や経営管理などを行うための活用や、学術・研究機関における研究のための活用など、さまざまな分野で幅広く活用されています。

1. 各種法令に基づく利用

- 〈衆議院議員選挙区画定審議会設置法〉衆議院の小選挙区の改定
- 〈地方自治法〉地方自治法で用いる人口として規定
- 〈地方交付税法〉地方交付税の算定に利用
- その他
 - ・公職選挙法
 - ・過疎地域自立促進特別措置法
 - ・地方税法
 - ・政党助成法
 - ・都市計画法施行令
 - ・災害対策基本法施行令
 - ・交通安全対策特別交付金等に関する政令

選挙や税制にも関係があるんです!



2. 行政上の施策への利用

- 少子高齢社会関連
 - ・子育て支援のための施策
 - ・高齢者福祉施策
- 防災関連
 - ・防災計画の策定
 - ・災害復興計画の策定
 - ・被害予測
 - ・被害予測システムの開発
- 地域活性化関連
 - ・都市再生プロジェクト推進事業
 - ・都市交通計画

地震や大雨の時の避難所をつくるにも、正確なデータが必要なんです!



子育て支援にも利用されているのね。



3. 公的統計の作成・推計のための利用

- 将来人口、世帯数の推計
- 生命表の作成
- 世帯を対象とする他の統計調査の標本設計

4. 学術研究・企業等での活用

- 学術研究
 - ・人口学
 - ・地理学
 - ・経済学
 - ・社会学
- 企業等での活用
 - ・電力需要などの各種需要把握
 - ・商品開発やサービスの需要予測

新しくコンビニをつくる時にも、データを活用しています!



はじまります! 国勢調査

インターネット回答でかんたん便利に!



調査期日
2025年
10月1日

日本に住んでいるすべての人と世帯を対象とした、最も重要な統計調査です!

5年に一度、全員参加の統計調査



国勢調査 2025



国勢調査2025キャンペーンサイト

<https://www.kokusei2025.go.jp/>

国勢調査2025

検索



国勢調査2025キャンペーンサイト

<https://www.kokusei2025.go.jp/> 国勢調査2025

検索



総務省統計局・都道府県・市区町村



全員参加！
日本の一大
プロジェクト！



2025年、 国勢調査を実施します。

国勢調査は、日本の未来をつくるために必要な調査です。
日本に住むすべての人と世帯(外国人の方も含む)が対象です。
正確な調査のために、令和7年国勢調査へのご協力・ご支援をお願いします。

— 調査へのご協力のお願い —

国勢調査は非常勤の国家公務員である「国勢調査員」が世帯を訪問する方法で行われます。
調査を進める上で最大のポイントは、すべての人と世帯を漏れなく、重複なく調査することです。

国勢調査を正確かつ円滑に実施するために、
関係機関・団体のみならずそれぞれのご協力が必要不可欠です。
調査へのご協力をよろしくお願いします。



福祉関係・病院関係

社会福祉施設・病院関係者の
方々の調査員としての協力



外国人関係団体・在留外国人 支援団体・青年関係団体

日本に住む外国人の方も対象
であることや調査実施の周知



経済界・労働界

企業等を通じた社員や
職員への調査実施の周知



報道関係団体

日本に住むすべての人に
調査の実施及び重要性を周知



教育関係団体

学校等を通じた学生への調査
実施の周知、学生寮・寄宿舎等
の円滑な調査実施への協力



研究機関・ シンクタンク関係団体

調査の意義や重要性について、
有識者やオピニオンリーダー
からの有効な発信

上記以外の団体のみならず

国勢調査は日本で最も重要な統計調査であることや調査実施の周知

5年に一度の
とても大切な調査です！



令和7年国勢調査の概要

調査の期日

調査は、令和7年10月1日現在で実施します。

調査の対象

令和7年10月1日現在、日本に住むすべての人と
世帯(外国人の方も含む)を対象とします。

調査事項

<世帯員について>

「男女の別」、「出生の年月」、「配偶者の有無」、「就業状態」、
「従業地又は通学地」など

<世帯について>

「世帯員の数」、「住居の種類」など

調査の流れ

調査は、調査員が各世帯を訪問し、調査書類を配布した後、
インターネット回答のほか、調査票を郵送又は調査員に
提出する方法により回答を行います。

※この調査ではインターネットでの回答をおすすめしています。



スマホで
かんたん！



調査は、下の図に示す流れで実施します。



※国勢調査指導員及び国勢調査員は、総務大臣が任命する非常勤の国家公務員です。
※一部の地域では、調査員事務を受託した事業者が調査を実施します。

令和 7 年 民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について【協力依頼】

1 趣旨

令和 7 年 7 月 1 日付の民生委員・児童委員及び主任児童委員の欠員補充及び増員につきまして、候補者を推薦していただくよう、各自治会町内会長の御協力をお願いします。

また、本年は 3 年に 1 度の一斉改選を行う年であり、12 月 1 日付の一斉改選に関する候補者の推薦依頼については、5 月にあらためてご依頼いたします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】該当の地区の地区連長あて資料を送付します。

主任児童委員の候補者にかかる連合地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦くださるようお願いします。

【単位会長】該当の自治会町内会の会長あて資料を送付します。

民生委員・児童委員の候補者にかかる地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦くださるようお願いします。

3 依頼事項

- (1) 推薦準備会の開催
- (2) 民生委員・児童委員、主任児童委員候補者の推薦
- (3) 推薦書類の作成及び区への提出

※ 具体的な手続きについては、各区福祉保健課からご案内いたします。

	自治会町内会		地区連合町内会	
推薦の対象	民生委員・児童委員		主任児童委員	
推薦人の選任	・自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5 人から 10 人以内の推薦人を選任してください。		・地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5 人から 10 人以内の推薦人を選任してください。	
推薦準備会の開催	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。		・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。	
推薦準備会の開催時期	欠員補充・増員	一斉改選	欠員補充・増員	一斉改選
	令和 7 年 3 月～4 月	令和 7 年 6 月～8 月	令和 7 年 3 月～4 月	令和 7 年 6 月～8 月
書類の作成 区への提出	・候補者の履歴書、会議録を作成のうえ、区にご提出ください。			

4 候補者推薦にあたってご留意をお願いしたい事項

- (1) 候補者の選出にあたっては、資料4「資格要件と推薦手続」をご確認ください。
- (2) 候補者の方に対し、民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動や役割についてご説明をお願いします。ご説明にあたっては、資料6「民生委員の活動紹介チラシ」等をご活用ください。
- (3) 推薦準備会については、自治会町内会（地区連合町内会）の代表の方と地区民生委員児童委員協議会の代表*の方は、必ず推薦人としてください。

この両者が出席しない場合は、推薦準備会が開催できないこととしていますので、ご留意ください。

また、推薦準備会の開催においては、公正な運営をお願いいたします。

※民生委員・児童委員の役割や実際の活動等に関するご説明やご質問等へご対応いただくため、地区民生委員児童委員協議会の代表の方の出席は必須でお願いします。

5 添付資料

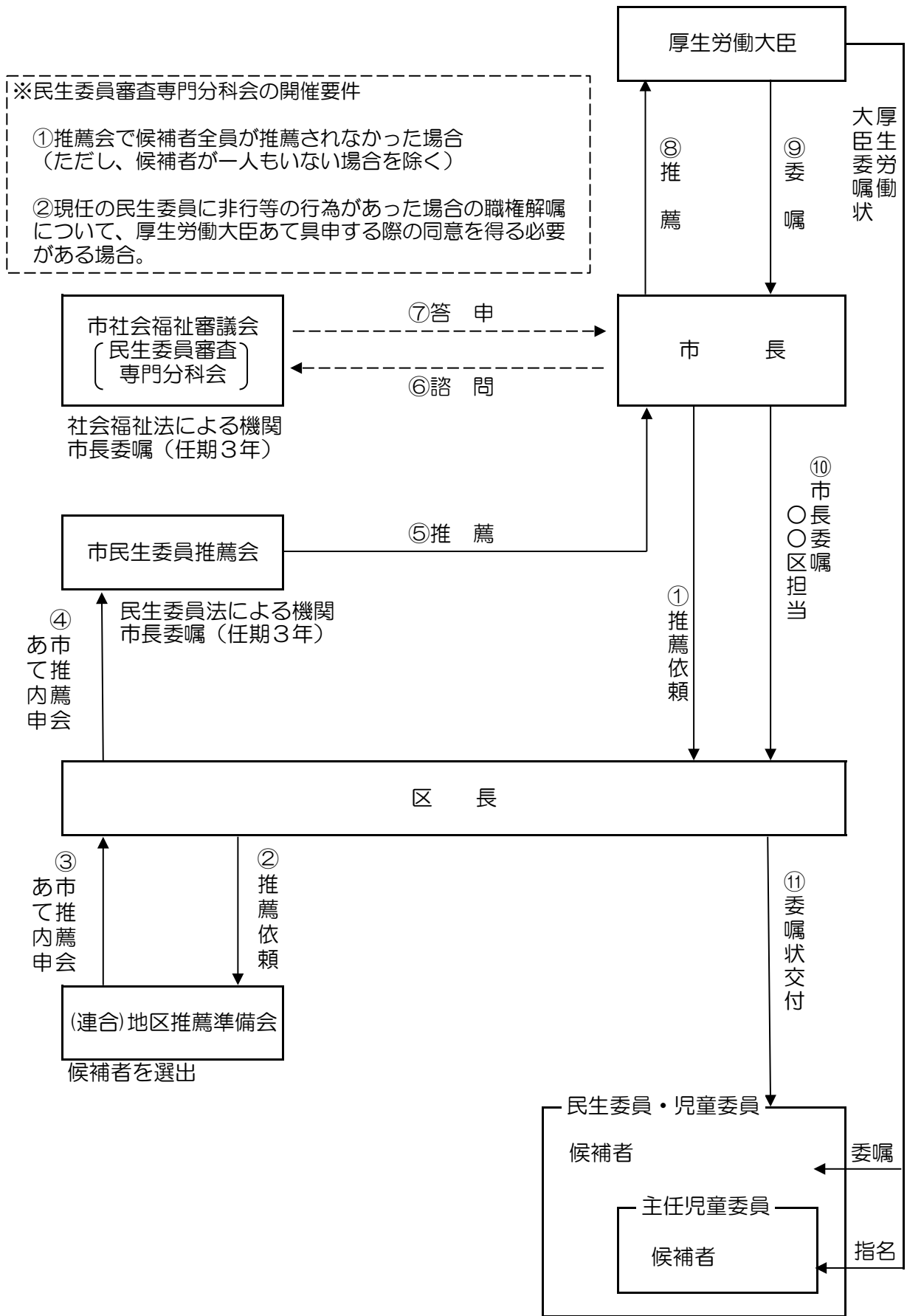
- 資料1 令和7年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程
- 資料2 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦（委嘱）の手続図
- 資料3 民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動
- 資料4 横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続
- 資料5 現員数一覧（令和6年12月1日現在）
- 資料6 民生委員の活動紹介チラシ
- 参考 令和7年12月一斉改選における民生委員・児童委員の年齢要件の特例について

担 当：健康福祉局地域支援課 村山
電 話：045-671-4046
F A X：045-664-3622
メー ル：kf-chiikishien@city.yokohama.lg.jp

令和 7 年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程

		令和 7 年 7 月 1 日付け委嘱	令和 7 年 1 2 月 1 日付け委嘱
		①民生委員・児童委員：欠員補充及び増員 ②主任児童委員：欠員補充及び増員 任期…令和 7 年 7 月 1 日から 令和 7 年 1 1 月 3 0 日まで	①民生委員・児童委員：一斉改選 ②主任児童委員：一斉改選 任期…令和 7 年 1 2 月 1 日から 令和 1 0 年 1 1 月 3 0 日まで
2 月	上旬	市連会協力依頼 区連会協力依頼	
	中旬		
	下旬		
3 月	上旬	連合・地区へ推薦依頼	
	中旬		
	下旬		
4 月	上旬	連合・地区推薦準備会開催	
	中旬		
	下旬		
5 月	上旬	区より市推薦会に候補者内申	市連会協力依頼 区連会協力依頼
	中旬		
	下旬		
6 月	上旬	市推薦会、市審査会開催 厚生労働大臣あて推薦	連合・地区へ推薦依頼
	中旬		
	下旬		
7 月	上旬	令和 7 年 7 月 1 日付け委嘱	連合・地区推薦準備会開催
	中旬		
	下旬		
8 月	上旬		区より市推薦会に候補者内申
	中旬		
	下旬		
9 月	上旬		
	中旬		
	下旬		
10 月	上旬		市推薦会、市審査会開催
	中旬		
	下旬		
11 月	上旬		厚生労働大臣あて推薦
	中旬		
	下旬		
12 月	上旬		令和 7 年 12 月 1 日付け委嘱
	中旬		
	下旬		

民生委員・児童委員、主任児童委員推薦〔委嘱〕の手続図



民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動

【民生委員・児童委員、主任児童委員の役割等】

- 民生委員・児童委員は、担当する地域内で、住民から様々な生活上の困りごとや心配事に関する相談に応じ、サポートするとともに、必要な支援を受けられるよう地域ケアプラザなどの専門機関につなぐ役割を担っています。市内で約4,000の方が活動しています。
- 主任児童委員は、子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員です。地区担当の民生委員・児童委員、学校や子どもの福祉に関する機関と連携して、様々な児童問題について取り組んでいます。市内で約500の方が活動しています。

【民生委員・児童委員の活動】

- 日常的な見守り、訪問活動を通じて、担当地区内の住民の生活実態や支援を必要とする方などを把握します。
- 地域住民から相談を受け、介護や子育て支援等の福祉サービスに関する情報提供し、必要に応じて区福祉保健センターや地域ケアプラザ等につなぎます。
- 活動を通じて得た課題や改善点について、社会福祉関係者や行政機関と情報を共有します。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いしています。

【主任児童委員の活動】

- 主に、地区を担当する民生委員・児童委員と連携して学校、児童相談所等、関係機関との連絡・調整を行います。
- 民生委員・児童委員と連携して、子育て支援活動等を行います。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いしています。

【身分、活動費の支給・会費負担】

- 厚生労働大臣から委嘱され、横浜市長が担当区域を定める、無報酬の非常勤特別職の地方公務員です。
- 給与は支給していません。活動にかかる交通費等として、活動費を支給しています。
- 民生委員・児童委員は、委嘱と同時に民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会の会員となり、会費をご負担いただきます。（※活動費と会費負担については詳細裏面）

【秘密を守る義務があります】

- 民生委員法により、住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があり、委員を辞めた後も、秘密を守る必要があります。

【地区民児協に所属し、相談・協力して活動します】

- すべての民生委員・児童委員は、概ね連合町内会の区域単位で組織された、地区民生委員児童委員協議会（地区民児協）に所属します。地区民児協では、関係機関との連絡・調整、日ごろの活動についての情報交換や地域の福祉課題の検討などを行っています。

【参考】活動費の支給と会費のご負担について

【活動費の支給】

年間 70,200 円

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際にかかる交通費や通信費等に充てるための活動費を、区役所から年2回に分けて支給します。

なお、活動費は給与や報酬ではなく実費弁償であるため、確定申告等は不要です。

【会費の負担】

年間<区ごとに記載>円 （令和6年度の場合）

横浜市民生委員児童委員協議会（市民児協）は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。

また、市社会福祉協議会（市社協）・区社会福祉協議会（区社協）でも、情報提供・情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています。

横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続

	民生委員・児童委員	主任児童委員
1. 資格要件	<p>18歳以上で横浜市議員の選挙権を有する方のうち、次に掲げる要件に当てはまる方を選任してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員（主任児童委員）活動に時間を割くことができ、円満な常識を持ち、健康である方 その地域の実情をよく知っており、地域の方が気軽に相談に行けるような方 個人情報について、十分配慮し適正な管理ができる方 	
①適任者		
②年齢要件 (基準日) 令和7(2025)年 4月1日		
③居住要件	<p>原則、担当地域内に居住する方</p>	
2. 任期	<p>3年 令和7年(2025)年11月30日まで</p>	
3. 推薦主体	地区推薦準備会	連合地区推薦準備会
①設置の単位	主に自治会町内会を単位とします。	主に地区連合町内会を単位とします。 (地区民児協を単位とします。)
②構成	推薦人5～10人	推薦人5～10人
③構成員 (推薦人)	自治会町内会の代表、地区民児協の代表、その他地域住民の福祉等に関係のある方 ※自治会町内会の代表と地区民児協の代表は、地区推薦準備会に必ず出席してください。	地区連合町内会の代表、地区民児協の代表、その他児童の福祉等に関係のある方 ※地区連合町内会の代表と地区民児協の代表は、連合地区推薦準備会に必ず出席してください。
	<p>地域の福祉活動やボランティア活動の人材情報を幅広く集め、地区・連合地区推薦準備会で、適任者を選出します。</p>	

4. 地区推薦準備会、連合地区推薦準備会開催

開催までの準備

・候補者の人選

地区推薦準備会（民生委員・児童委員の推薦）、連合地区推薦準備会（主任児童委員の推薦）の会議開催までに、候補者の人選を行い、候補者へ「候補者履歴書（指定の様式）」の作成を依頼しておきます。

履歴書は、推薦準備会における審議資料として使用し、それ以外の目的には使用しないことを候補者に伝え同意を得てください。取扱いには十分注意してください。

・推薦人の人選

推薦準備会の会議開催までに推薦準備会推薦人を選出しておきます。「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書（指定の様式）」を作成します。

・開催の案内

推薦準備会の日時と場所を決定し、選出した推薦準備会推薦人の方々にお知らせします。

開催

①開催条件の確認

自治会町内会（地区連合町内会）の代表及び地区民生委員児童委員協議会の代表が出席し、推薦人の半数以上が出席していることを確認します。

②会議の進行

会議の座長を推薦人の互選により定め、座長は「地区・連合地区推薦準備会推薦人の方々にお願い」を読み上げ、会議の趣旨の徹底を図ります。

③審議

主に次の点について審議します。

- ・適任者の要件を満たしているか。
- ・留意事項を確認しているか。
- ・年齢要件、居住要件を満たしているか。
- ・個人情報取扱いについて十分配慮し、適正な管理ができるか。

④会議録の作成

「地区・連合地区推薦準備会会議録（指定の様式）」を作成し、推薦人に署名をいただきます。

会議は非公開とし、出席者は議事に関する秘密を厳守します。

候補者の内申

推薦準備会の終了後に、次の書類を区役所福祉保健課へ提出してください。

- (1) 「民生委員・児童委員候補者履歴書」「主任児童委員候補者履歴書」
- (2) 「地区・連合地区推薦準備会会議録」
- (3) 「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書」

令和6年12月1日現在 民生委員・児童委員、主任児童委員現員数一覧

計	民生委員・児童委員				主任児童委員				合計			
	定数	現員数			定数	現員数			定数	現員数		
		男	女	計		男	女	計		男	女	計
	4,214	886	3,037	3,923	530	22	459	481	4,744	908	3,496	4,404
鶴見区	305	83	218	301	34	7	27	34	339	90	245	335
神奈川区	282	48	209	257	36	1	33	34	318	49	242	291
西区	124	26	86	112	12	2	10	12	136	28	96	124
中区	169	32	125	157	26	2	20	22	195	34	145	179
南区	247	64	163	227	33	0	32	32	280	64	195	259
港南区	261	42	201	243	30	1	27	28	291	43	228	271
保土ヶ谷区	253	43	187	230	46	1	43	44	299	44	230	274
旭区	293	47	212	259	40	2	30	32	333	49	242	291
磯子区	217	42	153	195	20	1	14	15	237	43	167	210
金沢区	249	36	180	216	32	0	29	29	281	36	209	245
港北区	375	85	269	354	46	1	45	46	421	86	314	400
緑区	204	38	160	198	23	0	21	21	227	38	181	219
青葉区	298	45	238	283	32	0	30	30	330	45	268	313
都筑区	168	48	107	155	20	3	15	18	188	51	122	173
戸塚区	305	73	220	293	38	0	35	35	343	73	255	328
栄区	149	39	101	140	14	0	14	14	163	39	115	154
泉区	168	55	102	157	24	1	21	22	192	56	123	179
瀬谷区	147	40	106	146	24	0	13	13	171	40	119	159

* 定数は令和6年12月1日現在

民生委員・児童委員、主任児童委員

担当する地域の中で、介護や子育てなど、住民の方の福祉に関わる悩みや困りごとの相談に乗り、地域ケアプラザや区役所など適切な機関につなぐ役割を担っています。

子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員が主任児童委員です。



横浜市民生委員・児童委員キャラクター
「よこほまミンジー」

日ごろの活動

- | | |
|------------------|---------------------------------|
| 見守り | 担当区域にお住まいの方の見守りや子どもたちへの声掛け |
| 相談・情報提供 | 困りごとの相談にのり、利用できる福祉サービス情報を案内します |
| 地域のつなぎ役 | 必要な福祉サービスが受けられるよう地域の専門機関につながります |
| 交流の場づくり | 昼食会やサロンなど交流活動の運営・サポートに携わっています |
| 行政の業務への協力 | 区福祉保健センターなど関係機関の業務へ協力しています |

活動の様子(一例)



見守り活動



地域の親子の居場所「子育てサロン」

次のようなご相談は民生委員の役割ではありません

- × 身の回りの世話をしてほしい
- × 救急車に同乗してほしい
- × 保証人になってほしい
- × 子どもを預かってほしい
- × お金を貸してほしい

民生委員活動の基本

地域・行政等との協力

- 地域の方と協力し地域情報を把握しながら活動します
- 地域ケアプラザ・区社会福祉協議会・区役所が活動をサポートします

民生委員児童委員協議会（民児協）

- 民生委員同士で民児協（地区・区・市）を組織し、活動に役立つ情報の共有や、活動の相談等をしています
- 知識習得やスキル向上のための研修を行っています

身分と守秘義務

- 厚生労働大臣から委嘱を受けた地域福祉のボランティア
- 任期は3年で、再任できます
- 住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があります

活動費の支給と会費のご負担

<活動費の支給> 年間 70,200 円

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際にかかる交通費や通信費等に充てるための活動費を、区役所から年2回に分けて支給します。

なお、活動費は給与や報酬ではなく実費弁償であるため、確定申告等は不要です。

<会費のご負担> 年間<区ごとに記載>円(令和6年度の場合)

横浜市民生委員児童委員協議会(市民児協)は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。

また、市社会福祉協議会(市社協)・区社会福祉協議会(区社協)でも、情報提供・情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています。

担 当：〇〇区役所福祉保健課運営企画係 連絡先：

民生委員・児童委員の年齢要件の特例について (令和7年12月1日付一斉改選以降)

担い手確保が課題となっている中で、ご本人に意欲があり、自治会町内会長等の同意もあるなど、条件を満たす方には、活動を続けていただける仕組みが必要であると考え、次期（令和7年12月）一斉改選では、下記の通り民生委員・児童委員の年齢要件について、特例を設けることとします。

なお、年齢要件の特例は、本来の資格要件を満たす候補者の推薦が難しい場合、かつ、条件を全て満たす場合における、あくまでも「特例」です。

「特例」であることを十分にご認識いただき、やむを得ず特例で推薦する際は、継続して適任者を探して下さるようお願いいたします。

現行	変更後
<p>◆新任 68歳までの者。ただし、選出が困難な場合に限り、74歳までの者とすることができる。</p> <p>◆再任 74歳までの者</p>	<p>◆新任（変更なし） 68歳までの者。ただし、選出が困難な場合に限り、74歳までの者とすることができる。</p> <p>◆再任 74歳までの者。<u>ただし、選出が困難な場合は1期（3年間）のみを再任期間として、75歳以上の者とすることができる。（条件あり）</u></p> <p><u>【条件】</u> 下記3つの条件を満たしたときのみ、推薦ができるものとする。</p> <p>①健康で本人に意欲があり活動に支障がない ②自治会町内会の代表（会長）の同意がある ③地区民児協の代表（会長）の同意がある</p> <p><u>※ただし、特例的な扱いであることから、引き続き後任者の選出に努める。</u></p>

なお、主任児童委員の年齢要件については変更ありません。

年齢要件の特例は、再任の方に限った特例であり、任期満了に伴う「再任」の推薦区分がある一斉改選のみの運用です。

したがいまして、今回ご依頼しております令和7年7月の欠員補充は、現行の年齢要件での運用となりますのでご注意ください。

また、特例による再任の場合、推薦事務の改善における「地区推薦準備会の省略可能」には該当しません。

民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策の取組状況について【報告】

1 趣旨

令和 7 年 12 月の一斉改選に向けた民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策については、課題や具体的な取組を一覧にまとめた「ツリー図」（令和 6 年 2 月ご説明）に基づいて、検討や取組を進めています。一斉改選を目前に控え、現時点の取組状況をご報告します。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 報告事項

負担軽減や活動支援策のうち、主な取組をご報告します。

※詳細は「別紙 1」をご覧ください。

課題	取組の方向性	取組状況
負担軽減 活動支援	業務量を軽減する取組	<u>生活福祉資金借入申込に必要な調査書の作成を、「原則」民生委員に要請しない運用に見直し。</u> (R7.1~)
	就労等により時間に制約がある方でも活動がしやすくなるための取組	活動報告書（これまで紙提出のみ）の電子申請システムでの提出を開始（モデル地区）。希望地区に展開予定。 定例会資料のホームページ掲載を開始（一部の区。欠席者への資料配布作業等を軽減。）。
	未経験の方でも安心して活動が始められるための取組	<u>前任者が経験を活かして、新任委員を一定期間サポートする仕組みの導入（R7.12~予定）。</u>
人材確保	自治会町内会が候補者を推薦しやすくするための取組	一斉改選に向けて、民生委員・児童委員をやってみませんか？と地域でお声がけいただく際のチラシを作成中。
推薦事務の改善		候補者が再任（年齢要件の特例による再任は除く）のみの地区推薦準備会は省略可に見直し。推薦手続き書類の簡素化も検討中。

担 当：健康福祉局地域支援課 村山
電 話：045-671-4046
F A X：045-664-3622
メ ール：kf-chiikishien@city.yokohama.lg.jp

	取り組むべき課題	取組の方向性 (太枠網掛けは重点的に取り組むもの)	具体的な取組 (太枠網掛けは重点的に取り組むもの)	実施予定年度 (※)	No.	取組状況 (R7.2現在)
<p>負担軽減・活動支援</p> <p>業務量の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な役割 ・会議や研修の多さ ・調査書や報告書作成 ・担当世帯数の多さ <p>負担感の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動への周囲の理解 ・福祉制度の理解 ・仕事との両立 ・相談先がない ・委員同士の情報交換や交流の場がない 	<p>業務の見直し・効率化</p> <p>補助人員を導入する</p> <p>依頼業務の精選</p> <p>活動のサポート強化</p> <p>地区民児協の運営支援</p> <p>情報共有</p> <p>地域との連携によるサポート強化</p> <p>活動費等の見直し</p> <p>活動と生活の明確な線引き</p>	<p>・ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業の実施方法の効率化</p> <p>・生活福祉資金事務や調査事務の見直しに向けた検討</p> <p>・報告書類のデジタル化 (アプリ化)</p> <p>・定例会のオンライン化、研修資料等のアーカイブ化</p>	<p>報告事務等の簡素化・効率化の検討</p> <p>国・社協への要望 (例：活動報告書、事業計画書の簡略化等)</p> <p>モデル地区での活動報告書のデジタル化 (電子申請) の実証、全区展開</p> <p>モデル地区で導入、全区展開</p>	<p>R7</p> <p>R6</p> <p>R7</p> <p>R7</p>	<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p>	<p>R8からの簡素化に向け、一部の地区で負担軽減のための取組を試行実施</p> <p>生活福祉資金の貸し付けにかかる調査書の作成について、国・県社協が「原則」作成を要請しない運用に見直し (R7.1~)</p> <p>・モデル地区で月報版の入力フォームを作成して運用中</p> <p>・日報版の入力フォームや集計用ツールを作成し、R7.12以降、導入を希望する地区に展開</p> <p>・市民児協HPで、先輩委員に聞く民生委員の魅力、先輩委員の本音トーク!、地域ケアプラザを紹介する「ミニ研修動画」を公開し、今後も拡充予定</p> <p>・一部の区で定例会資料を区のHPに掲載する運用を開始</p>
		<p>・協力員やサポーター制度の導入の検討</p>	<p>協力員や欠員地区の補助員、一斉改選時の引き継ぎ制度等、区の実情にあわせて選択できる制度の導入</p>	R7	5	<p>R7.12一斉改選に向け、協力員 (仮称)、バトンタッチサポーター (仮称) についての意見照会を実施</p> <p>・新任委員に対して前任者の経験を活かしたサポートをする仕組みの導入を予定</p> <p>・協力員制度については引き続き検討</p>
		<p>・出席会議の整理</p>	<p>出席会議や各種依頼業務量の照会および削減</p>	R6	6	<p>一部の区で、行政から出席を依頼する会議について、出席廃止を含む見直し・整理を実施 (R7~)</p>
		<p>・新任者向けや困難ケースに関する研修、引継のチェックリストの作成や充実</p> <p>・夜間休日のサポート方法の検討</p>	<p>民児協事務局と調整しながら実践的な研修を実施</p> <p>区役所閉庁時における相談先の案内 (ホームページ掲載など) や事例集の充実の検討</p>	<p>R7</p> <p>今後取組予定</p>	<p>7</p> <p>8</p>	<p>市民児協HPで、先輩委員に聞く民生委員の魅力、先輩委員の本音トーク!、地域ケアプラザを紹介する「ミニ研修動画」を公開し、今後も拡充予定</p> <p>一斉改選に向けて、「民生委員・児童委員、主任児童委員の手引」、「活動ガイドライン」の改訂及びホームページ掲載を検討中</p>
		<p>・委員同士の交流や情報交換の機会の検討</p> <p>・地区会長研修等の充実</p>	<p>民児協事務局と調整しながら交流や情報交換の場、研修などを充実</p>	R7	9	<p>・R7の地区会長研修に意見交換、グループワークを導入予定</p> <p>・一部の区で、活動に必要な情報を区職員が紹介する「民生委員向けの出前講座」を実施予定</p>
		<p>・見守り対象者の施設入所、入院等の情報共有の仕組みを検討</p>	<p>個人情報保護とのバランスを考慮した適切な情報共有の仕組みを検討</p>	今後取組予定	10	<p>検討中</p>
		<p>・地域全体での見守り推進 (隣近所、組長や班長との連携、情報共有) の検討</p>	<p>モデル地区で自治会町内会と連携した地域ぐるみの見守りを試行実施し、成功例を他地区に共有・展開</p>	R7	11	<p>・モデル地区で「向こう三軒両隣」で協力し、民生委員だけに頼らないゆるやかな見守りの実施に向けて検討中</p>
		<p>・活動費の増額</p> <p>・会費のあり方や徴収方法等の見直しに関する検討</p>	<p>活動費の増額に向けた予算計上 R5 : 64,200円 ⇒ R6 : 70,200円</p> <p>会費のあり方を社協と協議するとともに徴収にかかる集金作業等の効率化の検討</p>	<p>R6</p> <p>今後取組予定</p>	<p>12</p> <p>13</p>	<p>実施済</p> <p>検討中</p>
		<p>・民生委員の活動に関する広報の検討</p> <p>・通信手段の検討</p>	<p>早朝や夜間帯は対応が困難なことなど、民生委員活動への理解を深めるための広報の充実</p> <p>業務用携帯電話の導入などの検討</p>	<p>R6</p> <p>今後取組予定</p>	<p>14</p> <p>15</p>	<p>「深夜・早朝の訪問や連絡はご遠慮ください」と記載した市民向けのチラシを18区共通ひな型として作成 (一部の区で、配付開始済み)。今後、各区でも活用予定</p> <p>検討中</p>

※実施予定年度は現時点での予定であり、今後の検討状況によって変更が生じる場合もあります。

	取り組むべき課題	取組の方向性 (太枠網掛けは重点的に取り組むもの)	具体的な取組 (太枠網掛けは重点的に取り組むもの)	実施予定年度 (※)	No.	取組状況 (R7.2現在)
人材確保 広報の強化 ・他の委嘱委員に比べて特に敬遠される ・民生委員の役割以外の雑多な相談が寄せられる	「民生委員は大変」というイメージの払拭	・民生委員のやりがいなど魅力を伝える広報 ・現任委員のモチベーションアップにつながる広報	民生委員候補者向け、自治会向け等、ターゲット別の広報	R6	16	・広く民生委員を知ってもらう市民向けのチラシを18区共通ひな型として作成 (一部の区で配付開始済み)。今後、各区でも活用予定 ・一斉改選に向けて、推薦していただく自治会町内会向けのチラシを18区共通ひな型として作成中
	地域住民との共通理解	・民生委員として「やれることやれないこと」を整理した広報物の作成、配布	民生委員の役割を地域住民と共通認識できる広報	R6	17	「民生委員のできること・できないこと」を具体例を入れてわかりやすく記載した市民向けのチラシを18区共通ひな型として作成 (一部の区で配付開始済み)。今後、各区でも活用予定
人材確保 ・高齢化などで担い手が見つからない	担い手確保の仕組みづくり	・候補者の新たな発掘先の検討	現役世代の担い手確保に向けた企業への理解促進活動、地域団体との連携に関する検討	今後取組予定	18	検討中
推薦事務の改善 推薦の負担軽減 ・再任者も新任者と同様の書類作成が必要	手続きの簡素化	・再任手続きの簡素化	再任の場合は地区の推薦準備会を省略可能とする	R7一斉改選	19	R7一斉改選に向けて要綱改正作業中
		・推薦時の様式の簡素化	様式の更なる簡素化	R7一斉改選	20	同上
	推薦要件緩和	・居住要件など推薦要件の緩和の検討	居住要件の特例を市外居住者まで拡大する等、関係機関へ要望を検討	今後取組予定	21	「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」(国)で、居住要件の緩和について議論されたが、困難等の意見が出され、「一定の要件を満たす場合に、現職の民生委員が市外に転出後も引き続き活動することを令和7年中に可能とする」という対応方針が示されている

※実施予定年度は現時点での予定であり、今後の検討状況によって変更が生じる場合もあります。